

第7回 酒田市史跡山居倉庫整備基本計画策定委員会 次第

日時 令和7年1月14日（金）午前9時30分～
場所 酒田勤労者福祉センター 3階多目的ホール

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 出席者紹介
- 4 報告事項
(報告事項1) サウンディング型市場調査の結果概要について
- 5 協議事項
(協議事項1) 全体計画及び地区区分計画について
(協議事項2) 遺構保存と歴史的建造物・石垣・庭園等修復に関する計画について
(協議事項3) 動線計画について
(協議事項4) 雨水排水に関する計画について
(協議事項5) 遺構の表現に関する計画について
(協議事項6) ケヤキ並木の保存整備に関する計画について
(協議事項7) 修景および植栽に関する計画について
(協議事項8) 案内・解説施設に関する計画について
(協議事項9) 管理施設および便益施設に関する計画について
(協議事項10) 公開・活用およびそのための施設に関する計画について
(協議事項11) 周辺地域の環境保全に関する計画について
(協議事項12) 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画について
(協議事項13) 整備事業に必要となる調査等に関する計画について
(協議事項14) 公開・活用に関する計画について
(協議事項15) 管理・運営に関する計画について
(協議事項16) 事業計画について
- 6 その他
- 7 閉会

酒田市史跡山居倉庫整備基本計画策定委員会委員名簿

令和7年度／文化政策課作成

◎委員

(敬称略)

No.	職　名	氏　名	備　考
1	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所所長	本中　眞	委員長
2	東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター長	北野　博司	
3	長岡造形大学学長	平山　育男	
4	株式会社E A U代表取締役	崎谷浩一郎	
5	株式会社テーブルビー卜代表取締役	佐藤　俊博	
6	酒田市文化財保護審議会委員	清野　誠	副委員長
7	酒田市景観審議会委員	古川　美紀	
8	酒田商工会議所女性会会长	岩間　奏子	
9	秋田公立美術大学美術学部非常勤講師	佐治ゆかり	
10	翻訳家	小松原レラニ	
11	花柳界伝承舎「酒田 小鈴」代表	池田サユリ	

◎オブザーバー

(敬称略)

No.	職　名	氏　名	備　考
1	文化庁文化資源活用課 文化財調査官	小野友記子	
2	山形県観光文化スポーツ部県民文化芸術振興課 博物館・文化財保存活用室 文化財保存主査	工藤真由美	
3	株式会社ニューソン代表取締役	荒木　真司	
4	樹木医	渡部　佐界	
5	庄内みどり農業協同組合総合企画部長	若木　吉尚	指定地所有者
6	山形県庄内総合支庁建設部河川砂防課長	鷹濱　潤	指定地管理者
7	港南コミュニティ振興会会长	小野　英男	指定地域住民代表

◎山居倉庫整備基本計画策定支援業務受託事業者

(敬称略)

No.	職　名	氏　名	備　考
1	株式会社グリーンシグマ	瀬戸　智	
2	株式会社グリーンシグマ	矢川　愛望	

◎事務局（企画部文化政策課）

No.	職　名	氏　名	備　考
1	酒田市企画部 部長	加藤　義和	
2	〃 文化政策課長	大井　庄栄	
3	〃 文化政策課文化財主幹	川島　崇史	
4	〃 文化政策課課長補佐兼文化財係長	池田　邦臣	

史跡山居倉庫の整備・活用に向けたサウンディング型市場調査の結果概要

史跡山居倉庫の整備・活用の方向性の検討を行うため、民間事業者から広く意見、アイデアを聞くサウンディング型市場調査を行いましたので、結果の概要を公表します。

1. サウンディング型市場調査の目的

令和5年3月に策定された「史跡山居倉庫保存活用計画」において文化財の価値と保存・保全区域および保存・保全建造物の保護方針を示しています。今回、サウンディング型市場調査を実施し、保存活用計画の方針を踏まえた利活用の用途やスキーム等の可能性を調査し、今後の史跡山居倉庫の利活用の方向性につなげていきたいと考えております。

2. 建造物について

建造物は文化財（国指定史跡）であり、外観の変更について制限があります。加えて、内部も含めて文化財的価値が残っているため、間取りの改変や内装（一部変更不可）の改修には制限があり、「史跡山居倉庫保存活用計画」第6章にある保護・保全の方針に則る必要があります。

3. サウンディング型市場調査の経過

項目	実施日・期限等
実施事項の公表	令和7年7月1日(火)
現地見学会への参加申込の締切	令和7年7月31日(木)
個別対話（サウンディング）への参加申込の締切	令和7年7月31日(木)
現地見学会の開催	令和7年7月18日(金)、8月7日(木)
個別対話の実施	令和7年8月27日(水)、28日(木)

4. サウンディング参加事業者

9社（市内2社・県内1社・県外6社）

5. 提案及び対話結果の概要

参加事業者独自の提案内容やアイデアであるため、参加事業者が公表を了承した内容に限定しています。

- ・宿泊施設
- ・庄内米、地元食材を生かしたレストラン
- ・山居倉庫の歴史、米をテーマにした体験スペース
- ・物販施設
- ・市民ギャラリー
- ・貸倉庫
- ・酒類の貯蔵庫
- ・イベントスペース
- ・倉庫棟は活用が難しい（費用対効果、史跡としての整備の制限）

6. その他、事業実施にあたり行政に期待する支援や配慮事項

- ・エリア全体のブランディング（他との差別化を図り、価値を高めるためのマーケティング戦略）の方向づけ
- ・コンソーシアム（共通の目的を持つ複数の組織が協力するために結成する共同体）の構築
- ・建物の状況調査の実施
- ・費用の負担（インフラ、外観補修整備など）
- ・文化庁への整備可能範囲の確認
- ・耐震診断結果の公表

7. 今後について

今回の調査を踏まえ、文化庁と協議するとともに、民間活用の方向性について、府内で検討していきます。

第5章 整備基本計画

(1) 全体計画及び地区区分計画

本計画では史跡山居倉庫の整備について、前章で示した基本理念「酒田の歴史文化のシンボル発展とともに未来へ」をもとに示した3つの基本方針「歴史文化、文化観光、地域伝承」に基づき、史跡の本質的価値が語るストーリーを設定し、酒田の米流通を支えた史跡山居倉庫を市内に残る関連文化財等を含めて来訪者に分かりやすく伝えるための全体計画を示す。

1) 全体計画—整備基本方針を実現するための5つの方向性—

第4章において示した基本方針に基づき、本章の冒頭では、整備（活用）の諸事業を具体的かつ実際的に進めていくうえで、念頭に置くべき5つの方向性を以下のとおり示す。

①史跡の本質的価値が語る“ストーリー”

史跡山居倉庫の本質的価値を来訪者に伝えるため、近世から近代にかけての米作と米穀流通に果たしてきた歴史性を物語る要素、ア. 立地、イ. 配置（倉庫群・研究施設・神社・並木）、ウ. 構成要素のデザイン・構造、エ. 歴史・民俗関係資料を念頭に、史跡山居倉庫の本質的価値が語る“ストーリー”を以下に設定する。

表 5-1-1 史跡山居倉庫が語る“ストーリー”

史跡山居倉庫の本質的価値が語る“ストーリー”

- i 米穀の自由取引が行われていた明治期の12棟の倉庫群や管理施設などの木造建築群、及び後に倉庫管理の一環として植栽されたケヤキ並木を含め、その様式、配置構成が良好に残り、戦後まで一貫して機能し続けてきた米穀管理の拠点施設である。
- ii 創建当初の入庫米の輸送ルートとして利用された新井田川と、倉庫建設のために造成された敷地をも含む景観の全容が良好に残る全国的にも貴重な存在である。
- iii 酒田市内に残る関連の文化財及び文化遺産とともに、日本人の主食である「米」の生産・流通・管理に関わる一連の資産を象徴する存在である。

“ストーリー” i

倉庫群等の木造建築群、ケヤキ並木を含め、様式、配置構成が良好に残り、戦後まで一貫して機能し続けてきた米穀管理の拠点施設。

“ストーリー” ii

輸送ルートとなった新井田川と、倉庫建設のために造成された敷地をも含む景観の全容が良好に残る全国的にも貴重な存在。

“ストーリー” iii

酒田市内の関連資産とともに、日本人の主食である「米」の生産・流通・管理に関わる一連の資産を象徴する存在。

今と往時の人びと・地域社会

アプローチ i

敷地（指定地）内の諸要素とそれらの相互の関係からのアプローチ

アプローチ ii

近隣の河川・海岸、港湾等の景観からのアプローチ

アプローチ iii

酒田の町並み（関連資産）、庄内平野の水田及び全国の「米」の生産・流通・管理に関連する資産からのアプローチ

図 5-1-1 史跡山居倉庫の本質的価値が語る“ストーリー”的考え方

②段階的な実現プロセス

史跡山居倉庫における全て整備の実現に向けては、酒田市の財源もふまえた中長期的な事業期間が必要となる。そのため、本計画では第1期（令和8～17年度）で実施する整備内容を主体として記載し、第2期（令和18～27年度）、第3期（令和28～37年度）に実施する整備内容は本計画の見直し時期に具体的な内容を記載するものとする。

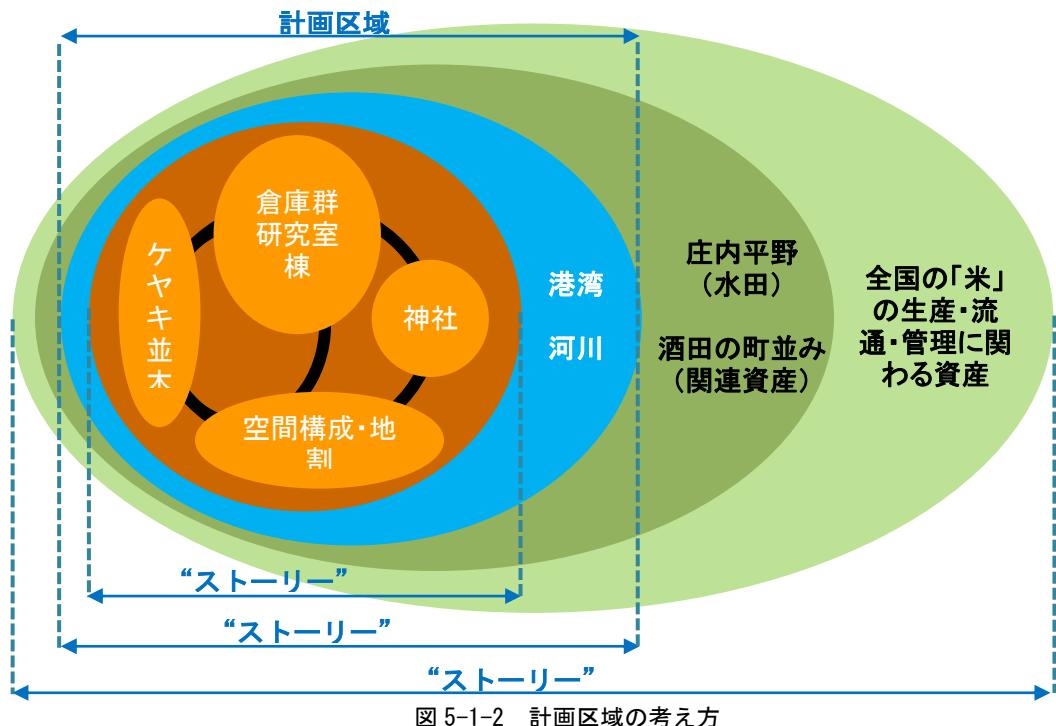
以下に、第1期から第3期にかけた整備事業の実現プロセスイメージを示す。

表5-1-2 実現プロセスイメージ

本計画 項目番号	整備項目	第1期	第2期	第3期	備考
(2)	遺構の保存				
(2)	歴史的建造物の保存と修復				
(2)	石垣の保存と修復				
(4)	雨水排水の改善				
(5)	遺構の展示				
(6)	ケヤキ並木の保存				
(7)	庭園の保存と修復				
(7)	庭園以外の樹木の修景				
(8)	案内・解説施設の撤去・更新・新設				
(9)	休憩場所・トイレの撤去設置				
(9)	園路と広場の改修				
(9)	給排水・換気空調・電気設備の改修				
(10)	倉庫棟の公開・活用施設（インフォメーション・ガイダンス施設、資料展示学習施設）への改修				
(11)	周辺地域の環境保全のための周知				
(12)	地域全体における関連文化財等との連携 (史跡山居倉庫周辺の周遊ルートのPR)				
(13)	整備事業に必要となる調査				
(14)	公開・活用のための動線ルートの改修				
(14)	公開・活用のための民間事業の導入				
(15)	管理・運営体制の構築と管理施設の改修				

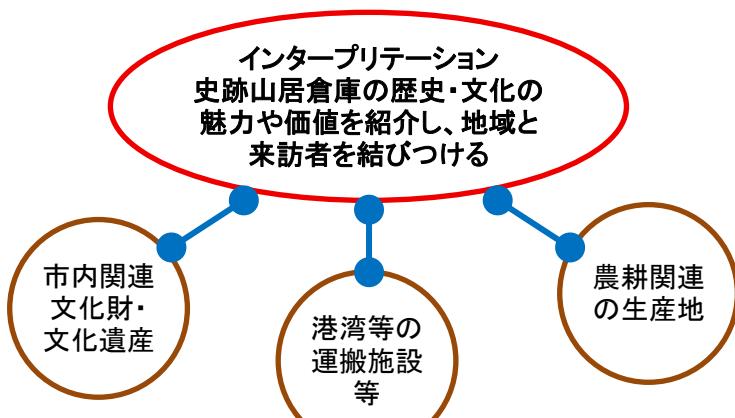
③史跡指定地の隣接地を含む計画対象区域の設定

整備（活用）事業を効果的に進めるためには、史跡の指定地のみならず、隣接の都市施設・公共施設等を視野に入れた計画策定が不可欠である。したがって、史跡指定地を中心としつつ、隣接する河川・橋梁・道路をも含め計画対象区域を定め、史跡の保存・活用に資する整備（活用）の方策を定める。



④関連文化財等とのネットワークの構築

史跡山居倉庫の成立背景や地域的文脈を視野に入れたインタープリテーション※を行うため、市内の関連文化財・文化遺産、農耕関連の生産地、港湾等の運搬施設等とのネットワークを構築し、地域と来訪者を結びつける。



市内の関連文化財・文化遺産、港湾等の運搬施設等とのネットワークを考慮した範囲は、近世における交通手段である舟運・海運で発展した北前船寄港地酒田港と、近代において整備された新たな交通手段である鉄道で発展した酒田駅を含む範囲とする。これらは、現在、史跡山居倉庫へ来訪する交通手段である鉄道、自家用車・観光バスなどの車両、クルーズ客船からの誘導にも活用できる範囲であり、酒田市街地の歴史を伝えるために重要な範囲である。

※インターパリテーション：文化財や自然遺産の歴史的・文化的価値を来訪者にわかりやすく伝え、理解と共感を促すための解説・体験的手法。

以下に、関連文化財・文化遺産、港湾等の運搬施設等とのネットワークの範囲を示す。

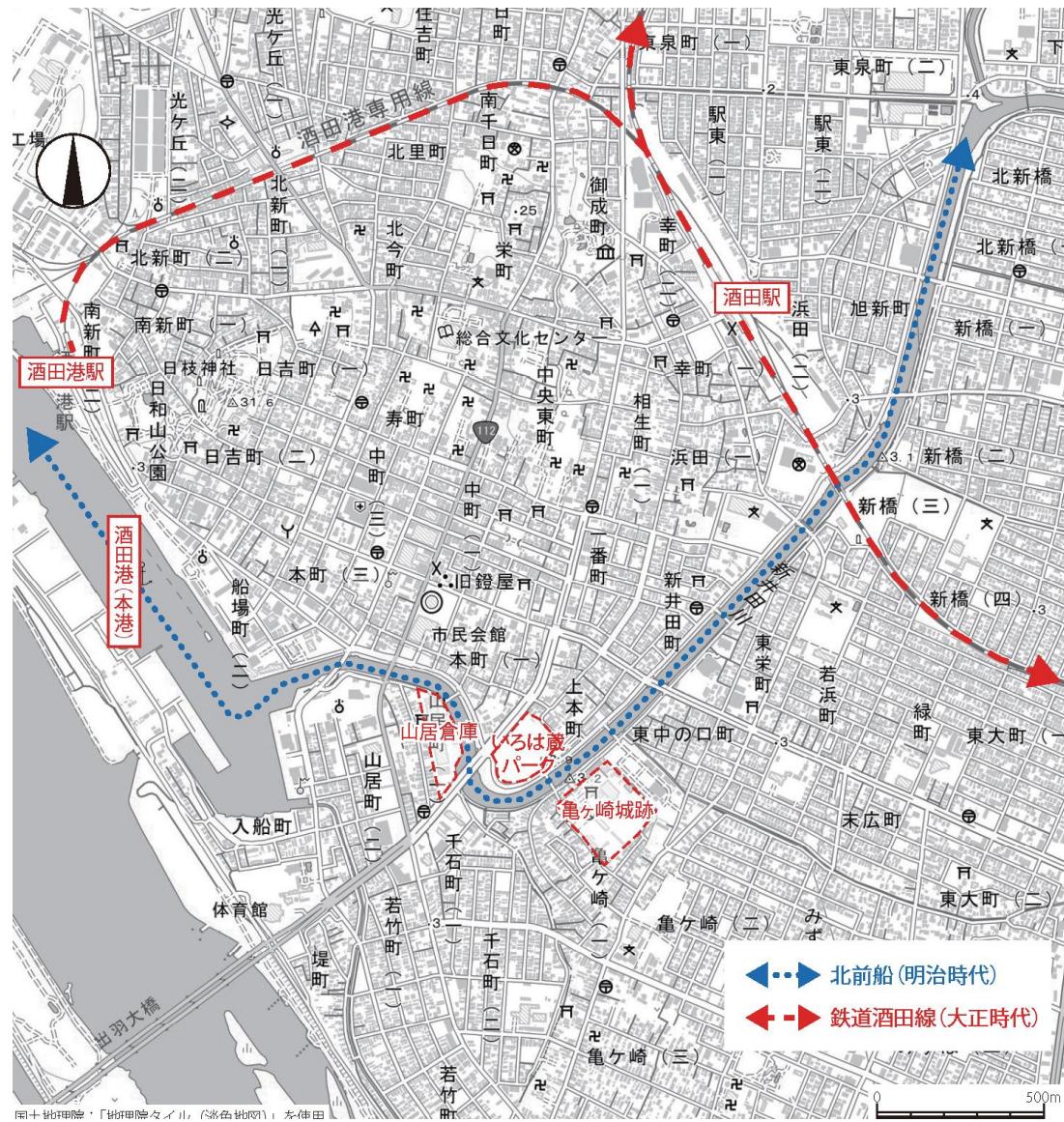


図 5-1-4 関連文化財・文化遺産、港湾等の運搬施設等ネットワーク範囲図

⑤関係者・団体との確実な意思疎通・合意形成の実現

整備（活用）事業を進めるにあたり、個別のテーマに即して企画部文化政策課を中心とする酒田市の関係部局（総務部・地域創生部・教育委員会）をはじめ、土地等の所有者、事業に関係する個人・団体・企業等との確実な意思疎通・合意形成を図るため、恒常的な議論・協議の場を設ける。

2) 計画区域の設定と地区区分（ゾーニング）計画

計画の対象区域は、史跡指定地内(22,454.72 m²)と舟運を利用して米穀を史跡山居倉庫へ運搬した歴史的背景より藩蔵などがあった新井田川の対岸の隣接地と建設当時から昭和33年まで山居倉庫への入り口であり、平成5年に復元された山居橋、昭和29年に架けられて以降の入り口となった新内橋を加えた区域とする。

史跡指定地内は保存整備・活用整備にあたり大きく4つのゾーンに区分する。また、1号棟から12号棟の東側を貫く下屋においては3つのゾーンに関わるため、建造物の保存のためのルールづくりとともに、来訪者動線を妨げることのないよう、活用方法に関するルールづくりを行う。

史跡指定地外は史跡山居倉庫の立地を理解するうえで不可欠なゾーンとしてエントランスと眺望の2つのゾーンを設定する。

以下に、地区区分の目的と機能、計画区域のゾーニングを示す。

(史跡指定地内)

【資料展示学習ゾーン】

－史跡山居倉庫の本質的価値を分かりやすく伝える

- 史跡山居倉庫の歴史や立地と建物の特徴などを紹介する資料の展示
- 往時の建物そのものの見学と体感
- 体験学習プログラムの提供

【民間活用ゾーン】

－持続的保存・活用のための幅広い有効活用－

- 観光的魅力の強化
- 市民利用の促進
- ユニークベニューとしてのイベントの提供
- 倉庫の特徴を生かした活用の促進

【インフォメーション・ガイダンスゾーン】

－史跡山居倉庫と市内関連文化施設の情報発信－

- 施設の紹介と推奨見学ルートの説明
- ガイド付き見学の紹介と受付
- 市内関連文化施設や観光施設の紹介
- 住民、観光客の交流、休憩の場の提供

【保存管理ゾーン】

－史跡山居倉庫の立地を保存する－

- ケヤキ並木の保存
- 新井田川護岸の保存
- 三居稻荷神社の景観保存

(史跡指定地外)

【エントランスゾーン】**—史跡山居倉庫の歴史的景観を伝える—**

- 往時の出入り口であった山居橋の理解促進
- 隣接観光施設(いろは蔵パーク)からの誘導促進

【河川・眺望ゾーン】**—史跡山居倉庫の歴史的景観を伝える—**

- 新井田川の景観保存

表 5-1-3 計画区域のゾーニング

	ゾーン名	機能の説明	主な整備項目
史跡指定地内	資料展示学習ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡山居倉庫に関する資料展示や体験学習の機能を中心とする。 ・展示物や解説パネルにより史跡山居倉庫を紹介する棟と、往時の状態を見学する棟を設け、史跡山居倉庫の歴史を学び、理解を深められる施設とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料展示学習施設、体験学習施設 ・ベンチ ・防犯灯、歩行補助照明
	民間活用ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・民間活用による観光的魅力の強化や市民利用の促進を図り、来訪者が利用しやすく、楽しむことができる施設を目指す。 ・本計画期間では、修復などを行いながら適切に保存管理を行うとともに、民間企業等による事業導入を図る。 ・民間団体や企業が参入する場合は、本質的価値を損なわない方法で、内部を改修しながら活用を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内装改修(民間による整備) ・総合案内板、解説板、眺望サイン ・ベンチ ・防犯灯、歩行補助照明 ・チーン柵 ・上水道、下水道、電気設備
	インフォメーション・ガイダンスゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡山居倉庫のインフォメーション機能、観光ガイドスペース機能を中心とし、来訪者への全体案内として情報提供を行う。 ・住民、観光客の交流、休憩の場として広い休憩室とトイレを整備し便益機能を強化する。 ・民間活用及び交流(物販・飲食機能、市民活動やイベント開催等など)を通して、史跡山居倉庫の魅力を知るための活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合案内所 ・ガイダンス施設 ・トイレ ・総合案内板、解説板 ・防犯灯、歩行補助照明
	保存管理ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の景観を将来へ伝えるため、ケヤキ並木、神社、石垣等の維持管理を行う。 ・修復などを行いながら、適切に保存管理を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・解説板、眺望サイン ・ベンチ ・防犯灯、歩行補助照明
史跡指定地外	エントランスゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡山居倉庫へのアプローチ路。 エントランゾーンⅠは山居橋、エントランゾーンⅡは新内橋を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望サイン
	河川・眺望ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡山居倉庫の立地の特徴を理解するための眺望と散策を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見学用眺望場所 ・眺望サイン

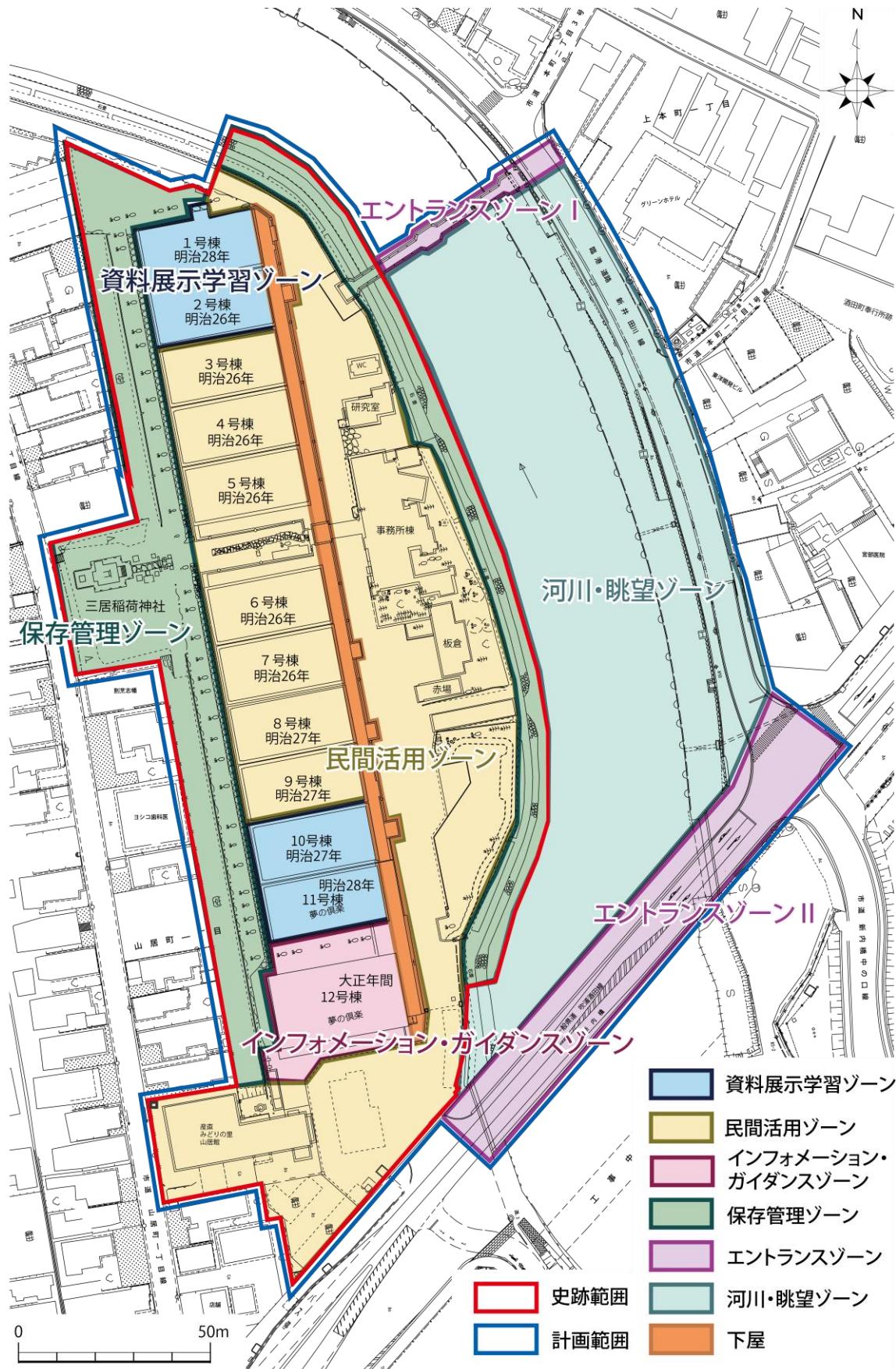


図 5-1-5 ゾーニング図

(2) 遺構保存と歴史的建造物・石垣等修理に関する計画

1) 埋蔵遺構の保存

①計画的な遺構確認調査の場合

史跡山居倉庫の実態解明のための遺構確認調査を行う場合は、目的に応じた最小限の掘削範囲とし、遺構の保存に配慮する。

②工事に伴う掘削の場合

建築物の耐震補強・設備配管の改修・道路施設(舗装、排水など)の改修、解説サイン等の設置等において掘削が伴う場合は、必要最小限の掘削にとどめる。

掘削時に確認調査等を行い、遺構が検出された場合は保存を原則として工事との調整を図る。

2) 歴史的建造物・石垣等地上に表出する遺構の保存と修復

①建築物の保存と修復

歴史的建造物のうち、本計画の対象とする建築物は「史跡山居倉庫保存活用計画」にあげられている本質的価値を構成する諸要素に係る建築物とする。

以下に、対象となる建築物の一覧を示す。

表 5-2-1 対象建築物の概要

番号	修復対象とする建築物	建設年代	構造
i	倉庫棟		
	1号棟・11号棟	明治28年	木造瓦葺平家建桟瓦葺
	2号棟～7号棟	明治26年	木造瓦葺平家建桟瓦葺
	8号棟～10号棟	明治27年	木造瓦葺平家建桟瓦葺
	12号棟	大正5年	木造瓦葺平家建桟瓦葺
	倉庫棟下屋		木造瓦葺平家建桟瓦葺
ii	事務所棟	明治26年～昭和時代初期	木造平屋建切妻造桟瓦葺、一部寄棟造、金庫室鉄筋コンクリート地上1階、地下1階
iii	東宮殿下行啓記念研究室	昭和前期	桟瓦葺寄棟造木造地上2階、地下1階建
iv	板倉	明治時代後期	木造平屋建金属板葺
v	赤場	昭和時代初期	
vi	三居稻荷神社	拝殿:明治27年	木造入母屋造桟瓦葺き

各建築物の保存においては、現状を維持することを目指す。

建築物の現状の状態について調査を行い、屋根瓦・樋・外壁・建具など外部仕上げ並びに内部仕上げ・構造材の腐食・劣化・破損をしている箇所を確認する。腐食・劣化・破損をしている箇所は修復を行い、建築物の健全化を進めることとする。三居稻荷神社については所有者と協議の上で調査を進める。

なお、将来的に軸組・小屋組などに腐食や傾きが生じた場合は、半解体または全解体の修復について検討を行うこととする。

建築物現況調査の結果、修復が必要と判断した場合は、原則として現状と同材による修復を行う。仕上げ材の部分的な腐食・劣化・破損を修復する場合は維持管理上の修復行為として現状の保存を図る。構造材の腐食・劣化・破損を修復する場合または仕上げ材の過半以上の修復を行う場合は、非解体修理とするか解体修理とするか、有識者の助言を受け、修理方法について審議・検討を行ったうえで設計並びに工事を行う。

以下に、劣化調査と修復のフローを示すとともに、各部位における修復の考え方を示す。

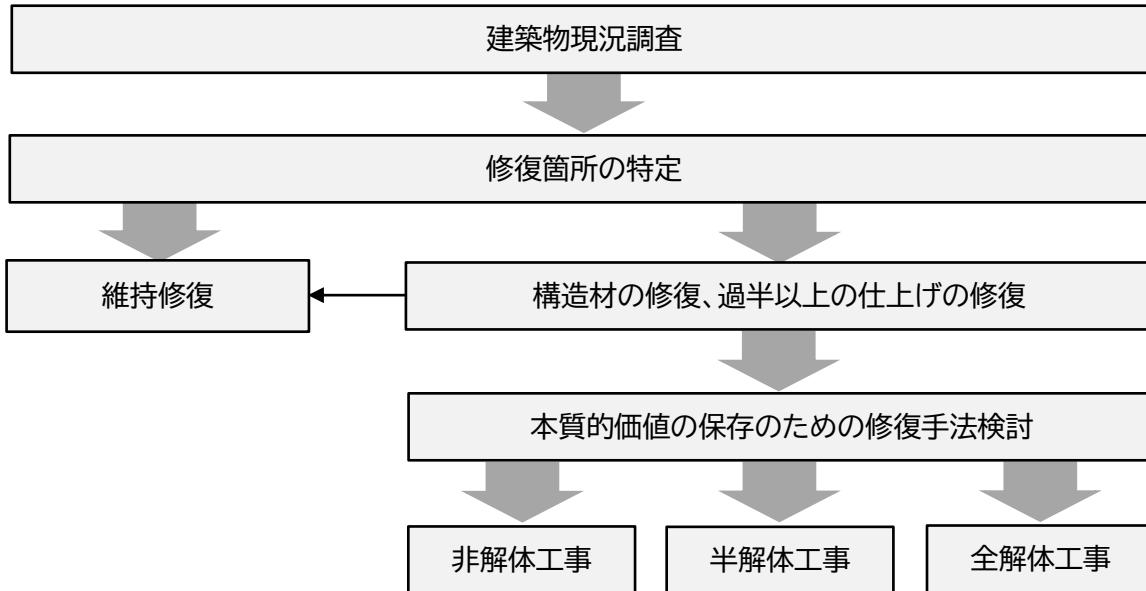


図 5-2-1 建築物の劣化調査から修復工事の流れ

ア) 屋根

瓦に破損が確認された場合は、破損した瓦の取り替えを行う。下地材において経年劣化による雨漏りが確認された場合は、建物の長寿命化を図るため、有識者の助言を受け、防水シート張りの追加による防水措置を講じることとする。

イ) 外壁

しつくい仕上げにおいて、しつくいの浮き・剥離が生じている箇所については、それらの劣化部分のしつくい仕上げを撤去し、新規にしつくい仕上げを行う。しつくい下地の土壁に浮き・剥離が生じている場合は、同様に劣化部分の土壁を撤去し、必要に応じて小舞竹の追補を行ったうえで、新規に壁土を塗り込める。

外壁板張り部においては、棟毎に塗装の塗り替えを進め、板材の劣化を防止する。塗装材料については含侵系塗料を基本とする。また、外壁下地材において経年劣化による腐食が確認された場合は、建物の長寿命化を図るため、有識者の助言を受け、防水シート張りの追加による防水措置を講じることとする。

ウ) 床

コンクリート土間に大規模な亀裂が確認された場合は、Uカットシーリングによる補修を行う。

エ) 内壁

しつくい仕上げの修復については、外壁のしつくい仕上げに準じる。

ウレタン吹付材並びに合板張りに破損が確認された場合は、しつくい仕上げに影響が生じない限り修復は行わないこととする。ただし、活用に影響が生じる場合は、有識者の助言を受け、修復材料と修復方法について審議・検討を行ったうえで同材による修復または代替材による修理を行う。

②建築物の維持修復

対象とする建築物においては、日常的な維持管理を行いながら、維持修復を図る。

以下に、維持修復項目を示す。

- ・積雪などにより生じた屋根瓦のズレが生じた場合の瓦の並べ直し
- ・雨漏りが生じた場合の瓦交換や防水シートの部分的設置
- ・樋の交換
- ・外壁塗装の塗り直し
- ・建具塗装の塗り直しや戸車交換 など



写真 5-2-1 屋根



写真 5-2-2 雨樋



写真 5-2-3 外壁下見板



写真 5-2-4 建具

③耐震診断と耐震補強

各建築物においては耐震診断を行い、現状を把握する。その結果、活用用途に応じて耐震補強の範囲及び耐震補強の手法を定めるとともに、関係機関と協議を行ったうえで、耐震補強設計工事を進める。

インフォメーション・ガイダンス施設及び資料展示学習施設として改修する1、11、12号棟においては、全ての範囲において耐震補強を行う。また、民間活用施設として改修する建築物においては、活用する範囲に応じて来訪者の安全性を確保できる部分的な耐震補強を行う。

なお、倉庫棟及び事務室・研修室の耐震診断は令和6から7年度にかけて実施している。三居稻荷神社については、所有者と協議の上で速やかに行う。

以下に、耐震補強の手法についてフローを示すとともに、耐震補強の考え方を示す。

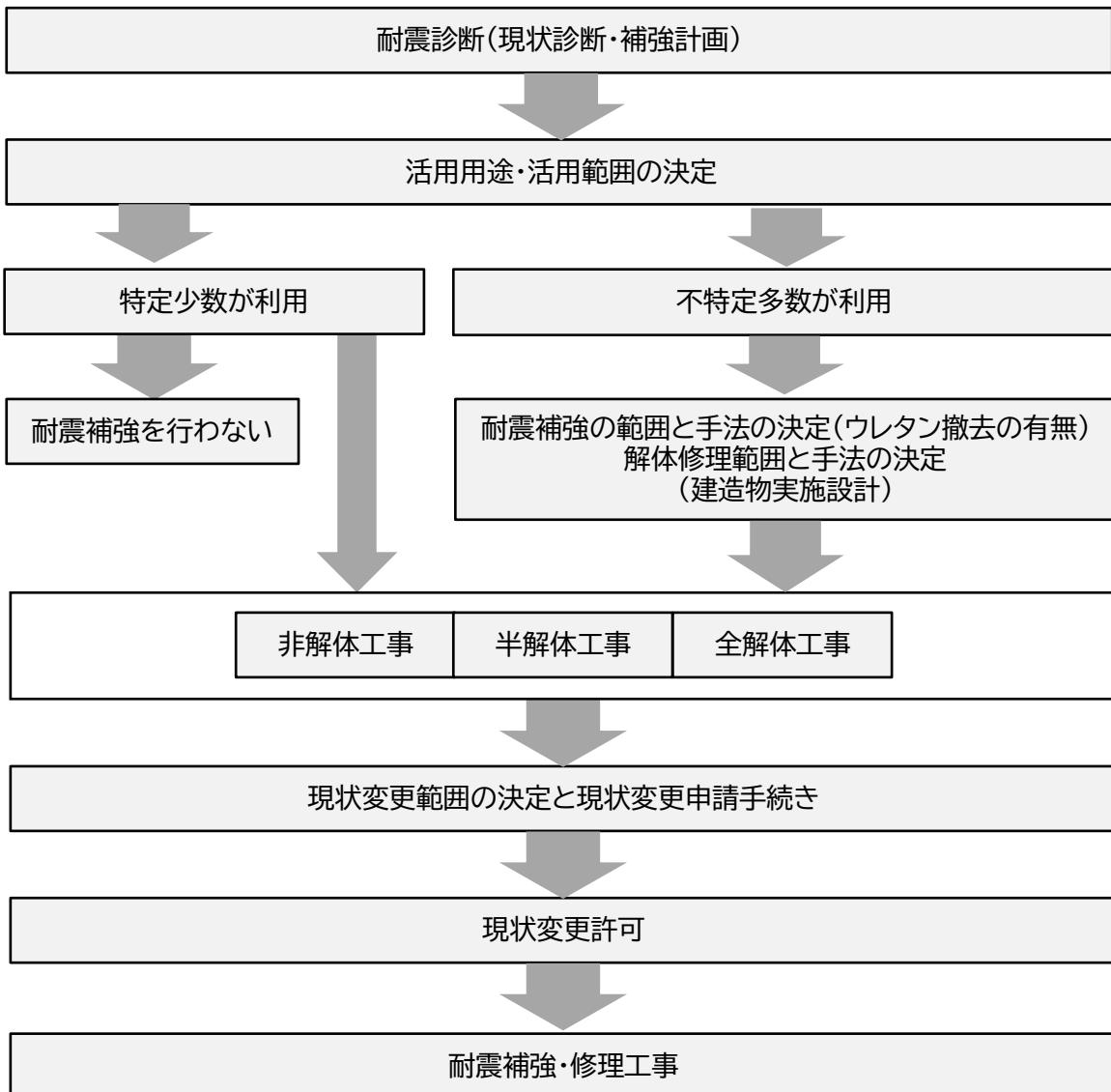


図 5-2-2 耐震診断から修理工事の流れ

- ・耐震補強計画並びに耐震補強設計における補強後の診断値は 1.0 以上とする。
- ・倉庫棟 1 号棟から 12 号棟において、建築物全ての範囲において耐震補強を行う場合は、鉄骨造による補強を基本とする。
- ・倉庫棟 1 号棟から 12 号棟以外の建築物において、全ての範囲において耐震補強を行う場合は、鉄骨造または木造による補強とする。
- ・いずれの建築物についても、建築物の部分的な範囲において耐震補強を行う場合は、鉄骨造または木造による補強とする。
- ・耐震補強に伴う解体等については部分解体とし、建築物の全解体は行わないこととする。
- ・耐震補強に伴い基礎を設置する場合は、掘削時に遺構の確認を行うこととする。
- ・部材の腐食や劣化が認められ修復が必要な場合は、修復が必要な範囲での継ぎ木・剥ぎ木を基本とし、やむを得ない場合に限り交換を行う。
- ・ウレタン吹付並びに合板張りについては、現状を維持することを目指すこととするが、活用整備において撤去を行う場合は、第 4 章（2）に示す①から④により関係機関と協議のうえ決定することとする。

④工作物の保存と修理

歴史的建造物のうち、本計画の対象とする工作物は「史跡山居倉庫保存活用計画」にあげられている本質的価値を構成する諸要素に係る工作物とする。

以下に、対象となる工作物の一覧を示す。

表 5-2-2 対象工作物の概要

番号	修理対象とする工作物	
i	山居稻荷神社	鳥居
ii		社標
iii		燈籠1
iv		燈籠2
v		燈籠3
vi		玉垣
vii		西面石段
viii	事務所棟	庭板塀
ix	敷地境界	柵(敷地北端)

各工作物の保存においては、現状を維持することを目指す。

工作物の現状の状態について調査を行い、腐食・劣化・破損をしている箇所を確認する。腐食・劣化・破損をしている箇所は修理を行い、工作物の健全化を進めることとする。

なお、将来的に構造上の安全性に係る腐食や傾きが生じた場合は、半解体または全解体の修理について検討を行うこととする。

工作物現況調査の結果、修理が必要と判断した場合は、原則として現状と同材による修理を行う。仕上げ材の部分的な腐食・劣化・破損を修理する場合は維持管理上の修理行為として現状の保存を図る。構造材の腐食・劣化・破損を修理する場合または仕上げ材の過半以上の修理を行う場合は、非解体修理とするか解体修理とするか、有識者の助言を受け、修理方法について審議・検討を行ったうえで設計並びに工事を行う。

工作物の劣化調査から修理工事の流れについては図 5-2-1 に準ずる。

⑤石垣の保存と修理

ア) 石垣の保存

現況調査並びに動態観測のための測量・図化を行い、文化庁による「文化財石垣 耐震診断指針（案）」に基づき、全ての石垣においてカルテを作成する。

外観目視により予備診断を行い、対処方針を定める。危険が予測される範囲においては活用動線を見直すとともに、動態観測や基礎診断を行って耐震対策を検討していく。

石垣の保存については現状維持を基本とし、薦及び樹木の根茎が石垣に与える影響が懸念される範囲においては、薦類の除去、樹木の剪定を行う。また、必要に応じて、石垣天端の排水施設設置並びに石垣側面の水抜きパイプを設置する。

i) 石垣カルテの作成

石垣の平面図・立面図・断面図を測量図化するとともに、石垣の規模や積み方、石材の破損状況等を記した台帳（石垣カルテ）を作成する。

ii) 継続的な維持管理

継続的に石垣の目地から生える草本類の除草を行い、石垣をき損またはき損の原因となる樹木は、植生修景方針により剪定や伐採を行う。また、石垣の状態について、日常的な見回りによる目視点検を行う。

iii) 動態観測

耐震対策が必要とされた石垣においては、石垣の変形を早期に把握できるよう、3次元測量機器や石垣目地のすき間を計測する機器などにより、定期的に石垣の動態観測を行う。

なお、動態観測は2年間を基本とし、変動がないことを確認した段階で観測を終了する。観測終了後は、施設管理者が定期的に目視観察を行い、異常が確認された場合は、観測を再開しながら専門家の意見をふまえ修理を進めることとする。



写真 5-2-5 川側石垣

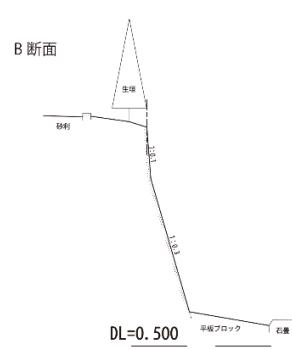


図 5-2-3 川側石垣断面図



写真 5-2-6 西側石垣

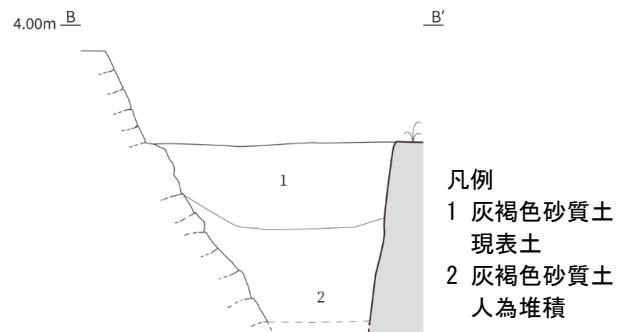


図 5-2-4 西側石垣断面図

石垣カルテの作成並びに動態観測の結果をふまえ、文化庁による「文化財石垣 耐震診断指針(案)」に基づき、予備診断を行い対処方針の設定を行う。また、必要に応じて基礎診断を実施する。診断により補強が必要と判断された場合は、現状の工法及び外観に十分配慮した工法を選定することとする。

以下に、石垣カルテ作成と補強に係るフローを示す。

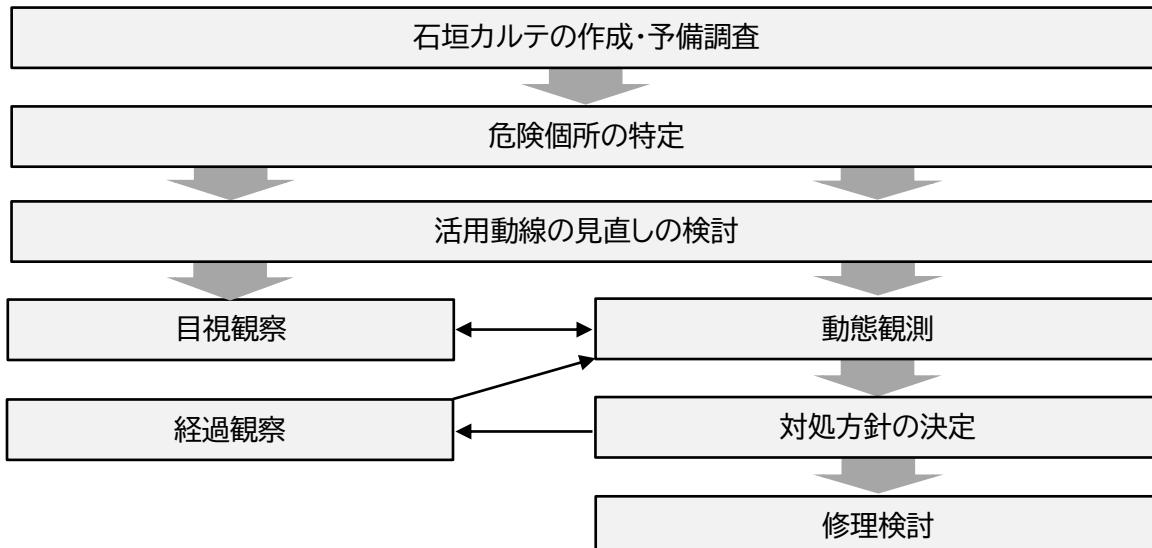


図 5-2-5 予備調査から修理工事の流れ

イ) 石垣の修理

石垣の修理において解体修理をともなう修理は、石垣背後の掘削が広範囲となり土地及び建築物への影響が大きいことから、日常的な観察と維持管理を継続し、破損及び変形の有無について確認を行う。破損及び変形が確認された場合は、応急的措置や部分的な修理について、以下のフローにしたがって修理を行うこととする。

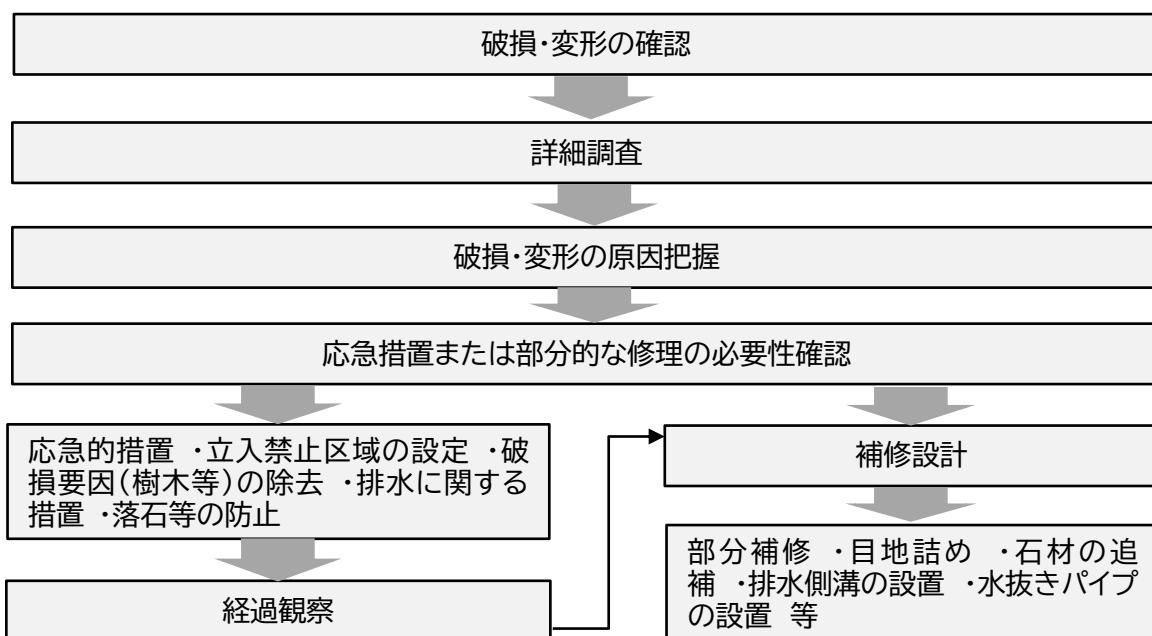


図 5-2-6 石垣修理の流れ

なお、自然的要因（地震、大雨等）または人為的要因（事故等）により、広範囲の破損・変形に至った場合は、解体修理による原状復旧を行う。その際には、専門家並びに関係機関と協議のうえ修理設計を行った後、工事を実施することとする。

①西側石垣／空積

創建当初の敷地造成を示す遺構であり、空積であることから、旧来の仕様を示すものと考えられる遺構である。現状では一部の石積に乱れが生じていることから、石垣カルテの作成並びに動態観測を進めながら、必要に応じて局部的な積直しを行うことを検討する。

積直しに際しては、空積みの状態を保存することとし、構造上の安全性を向上するため、裏込め砕石の充填範囲拡張などにより排水性能の向上を図る。

なお、地上に見えている石垣の地下には石垣が続いていることが確認されており、地下埋設部分は現状維持とする。

②西側石垣／練積

創建当初の敷地造成を示す遺構であるが、練積のため後年の改修が窺える遺構である。目地の抜け等は見られず、比較的安定した状態と見られる。

今後、石垣カルテの作成を進めながら、石積に乱れや目地の抜けが確認された場合は、動態観測を行い、必要に応じて目地材の追補を行うことを検討する。

なお、地上に見えている石垣の地下には石垣が続いていることが確認されており、地下埋設部分は現状維持とする。

③新井田川護岸／法面石垣

新内橋南袂から緑地公園北端まではコンクリートブロック積、緑地公園北端から事務所棟北荷揚場まではコンクリートによる被覆が施されており、東宮殿下行啓記念研究室東面から指定地北側の実生橋南袂までは法面石垣が旧来の状態で残されている。

今後、石垣カルテの作成を進めながら、コンクリートブロック積またはコンクリートによる被覆の内部に旧来の法面石垣が残されているか確認調査を行うこととする。

また、旧来の状態で残されている法面石垣において、破損・変形が確認された場合は、図5-2-5（石垣修理の流れ）にしたがって補修を行うこととする。

なお、石垣法尻には護岸根固めの石敷と松杭があり、松杭上端に腐食が見られるが、河川水位以下における腐食は進行していないと推察されるため、現状維持を基本とする。



写真 5-2-7
新井田川護岸根固めの
石敷と松杭

(3) 動線計画

ア) 来訪者動線

山居橋からの動線は、かつての史跡山居倉庫の入口として歴史を理解するとともに、中心市街地や本港からの市民や観光客の動線として設定する。山居橋からの動線は、史跡内に入る前に来訪者が川の対岸から眺望し、舟運に伴う荷揚場や盛土とケヤキ並木の景観を史跡山居倉庫の土地の特徴を認識することにより、本質的価値を語るための重要な役割を担うものである。

以下に、史跡山居倉庫の本質的価値を語るストーリーとしての推奨見学動線を施設順にあげる。

※左タイトルの色は地区区分計画に示すゾーニングに準じる

**【テーマ】
史跡を巡り、
歴史と本質的
価値を感じる**

史跡山居倉庫は、明治期に建てられた歴史的建造物であり、酒田の米どころとして栄えた往時の暮らしを今に伝えています。倉庫群それに付随する建物を歩いて巡ることで、当時の物流や町並みの雰囲気を体感できると同時に、その本質的価値を肌で感じることができます。

**①山居橋対岸
の眺望場所**

対岸から舟運の荷揚場や盛土、ケヤキ並木の景観、さらに史跡山居倉庫の立地条件について理解できます。

②山居橋

史跡山居倉庫は中州である山居島に建設され、防犯のために山居橋と永世橋だけが史跡山居倉庫に入ることができました。建設当時の史跡山居倉庫の入り口が陸からの米の搬入路であったことを理解できます。

**③③' 史跡山
居倉庫側眺望
場所**

建設から 130 年以上が経過した現在、残存する 12 棟の倉庫群の景観を見学し、どのように保存していくか考えるきっかけとします。

**④倉庫群
見学**

外周から建設年代による建物の違いや二重屋根など、130 年前の倉庫の機能について理解できます。
下屋を通じて内部からは、各棟の建築的特徴や明治 26 年から工夫しながら令和 4 年まで現役として米を貯蔵していた倉庫機能の変遷を理解できます。

**⑤資料展示
学習施設**

史跡山居倉庫の歴史や建築物、見どころについて知ることができます。

⑥研究室

史跡山居倉庫の保管・貯蔵に関する研究が行われ、史跡山居倉庫の米の成果を高めるための縁の下の力持ちとなった施設です。

⑦荷揚場
(北)

新井田川から船で運ばれた米が荷揚げされ、史跡山居倉庫から出荷された当時の流通を理解できる場所です。当時は雨風を避けるために、川から倉庫まで屋根がかけられていました。

⑧事務所棟

史跡山居倉庫の事務を行うとともに、会議室、応接室、近郊室、和室、24時間管理するための宿直機能や休憩室の機能を備え、史跡山居倉庫の管理を担っていました。

⑨板倉

倉庫として利用されていましたが、近年は史跡山居倉庫を管理するための物置や車庫として使用されています。

⑩赤場

当初物置などの用途として使われていましたが、近年は職員の休憩室として利用されています。

⑪荷揚場
(南)

新井田川から船で運ばれた米が荷揚げされ、史跡山居倉庫から出荷された当時の流通を理解できる場所です。この場所にも当時の船が復元されて展示されています。

⑫体験学習
施設

史跡山居倉庫の歴史や建築物、見どころについて知ることができます。

⑬インフォメ
ーション・
ガイダンス
施設

酒田の観光に関する案内所です。

⑭ケヤキ
並木

史跡山居倉庫を風や日差しから守るために植栽され、倉庫の鞘と共に、空調のなかった130年前の倉庫の室温管理の知恵を理解することができます。

⑮三居稻荷
神社

史跡山居倉庫の安全や繁栄を祈願して設置された稻荷神社です。

また、主要な施設の現況を次に示す



①山居橋対岸の眺望場所



⑤資料展示学習施設



②山居橋



⑥研究室



③史跡山居倉庫側眺望場所



⑦荷揚場(北)



④倉庫群見学（下屋通行可能）



⑧事務所棟



⑨板倉



⑩インフォメーション・ガイダンス施設



⑪赤場



⑫ケヤキ並木見学



⑬荷揚場（南）

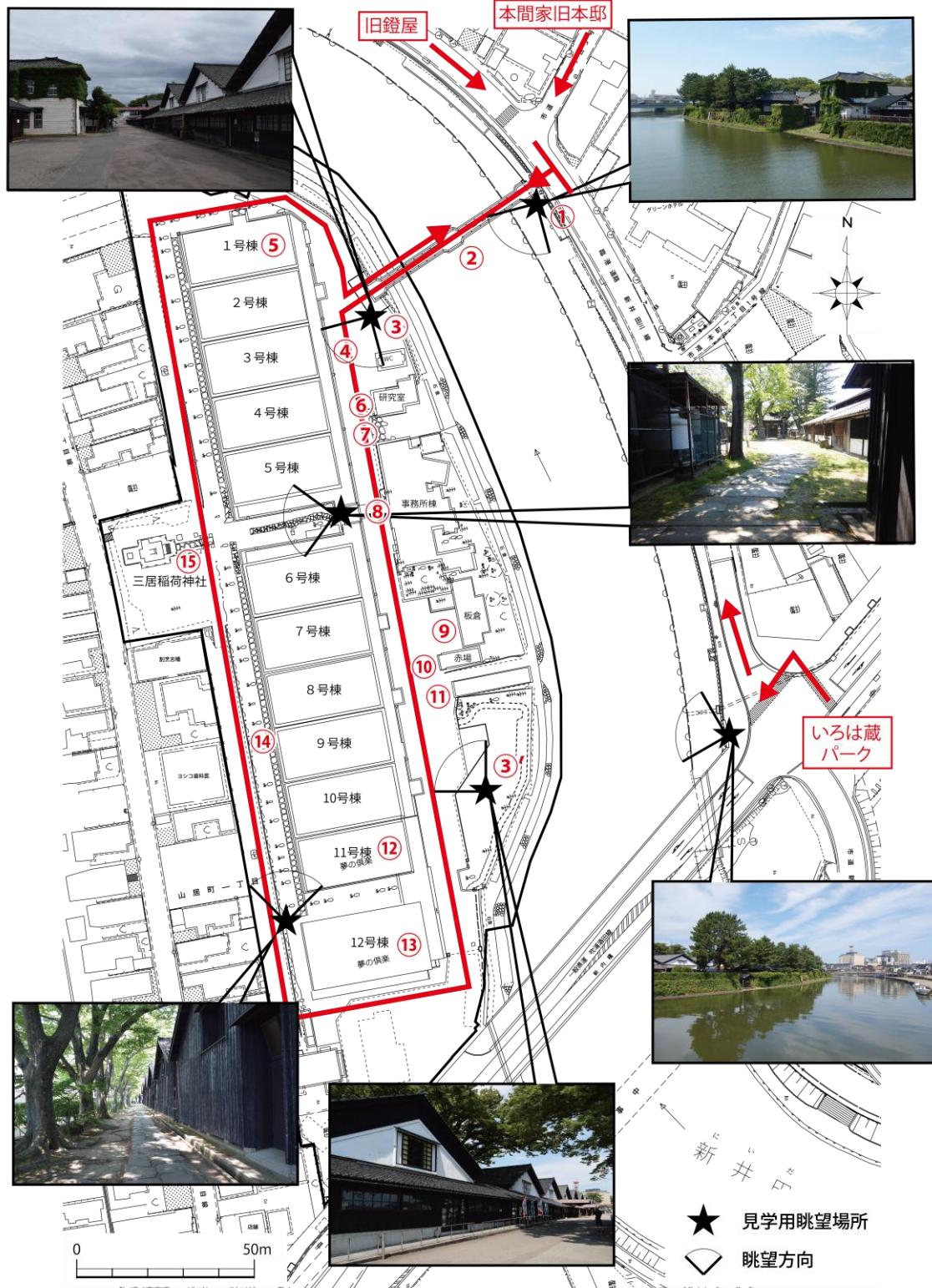


⑭三居稻荷神社



⑮体験学習施設（11号棟）

令和18年度以降



- ①山居橋対岸の眺望場所 ②山居橋 ③③'山居倉庫側眺望場所 ④倉庫群見学 ⑤資料展示学習施設
- ⑥研究室 ⑦荷揚場（北） ⑧事務所棟 ⑨板倉 ⑩赤場 ⑪荷揚場（南） ⑫体験学習施設
- ⑬インフォメーション・ガイダンス施設 ⑭ケヤキ並木 ⑮三居稻荷神社

図 5-3-1 歩行者動線図（最終）

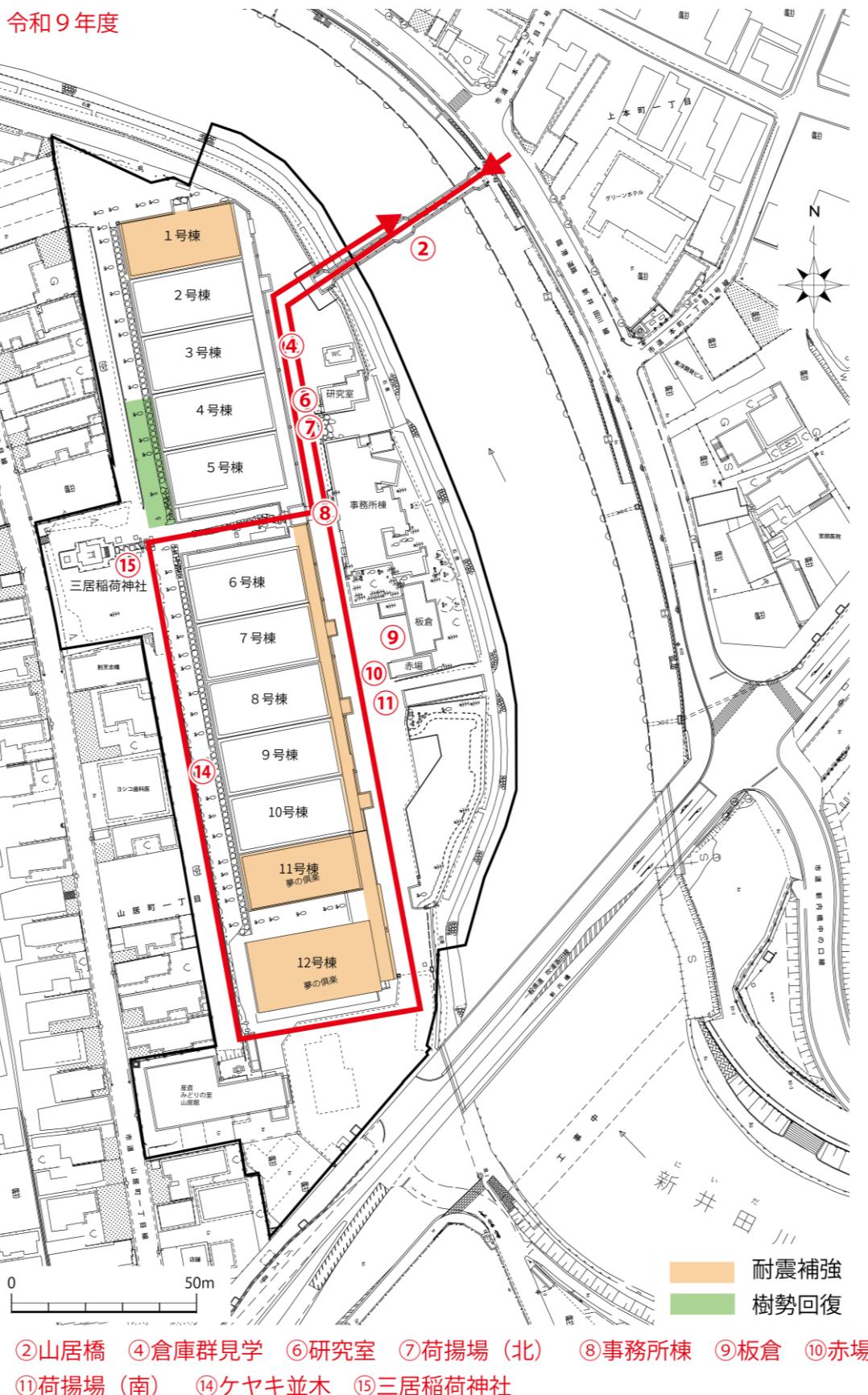
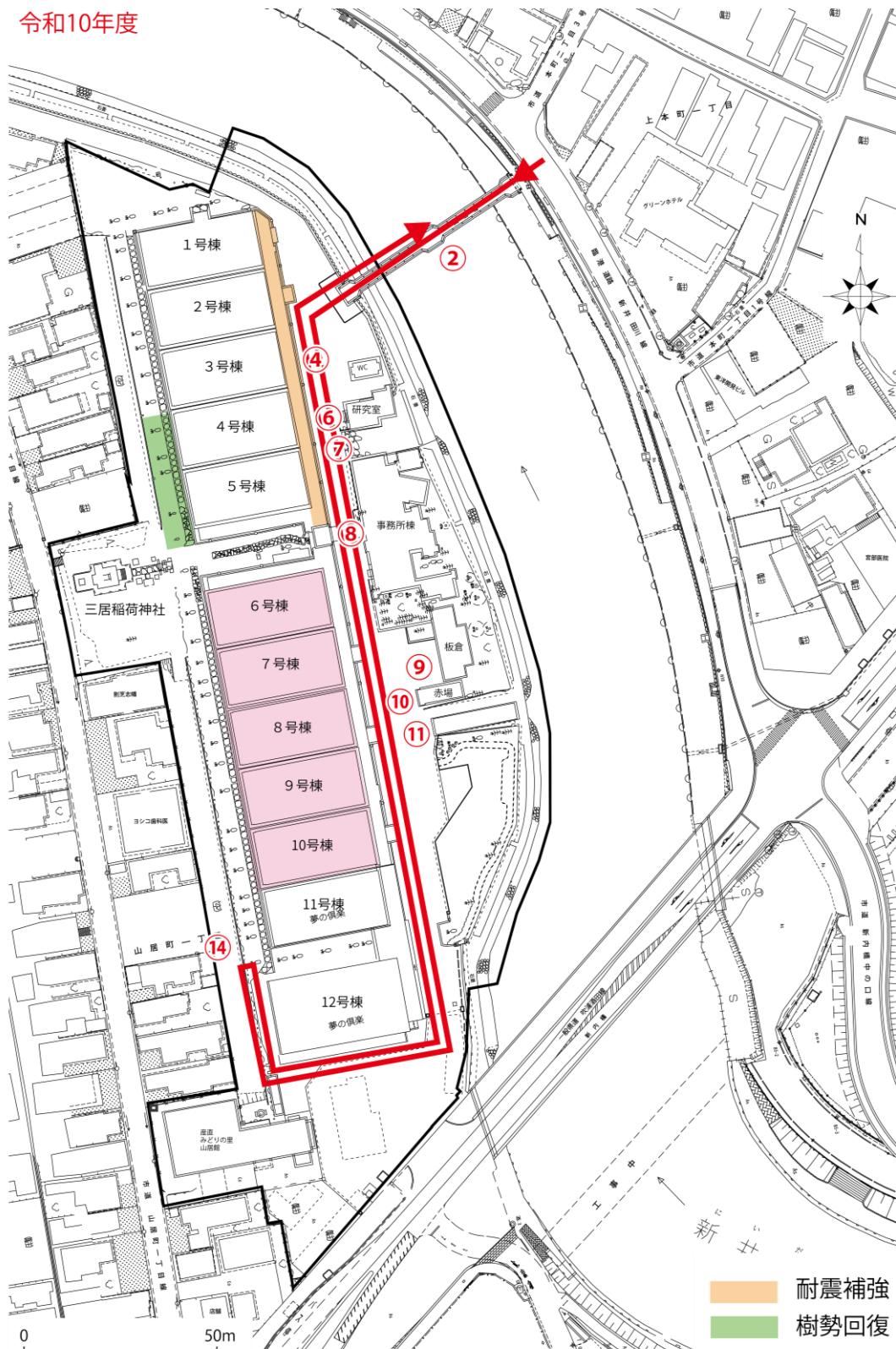


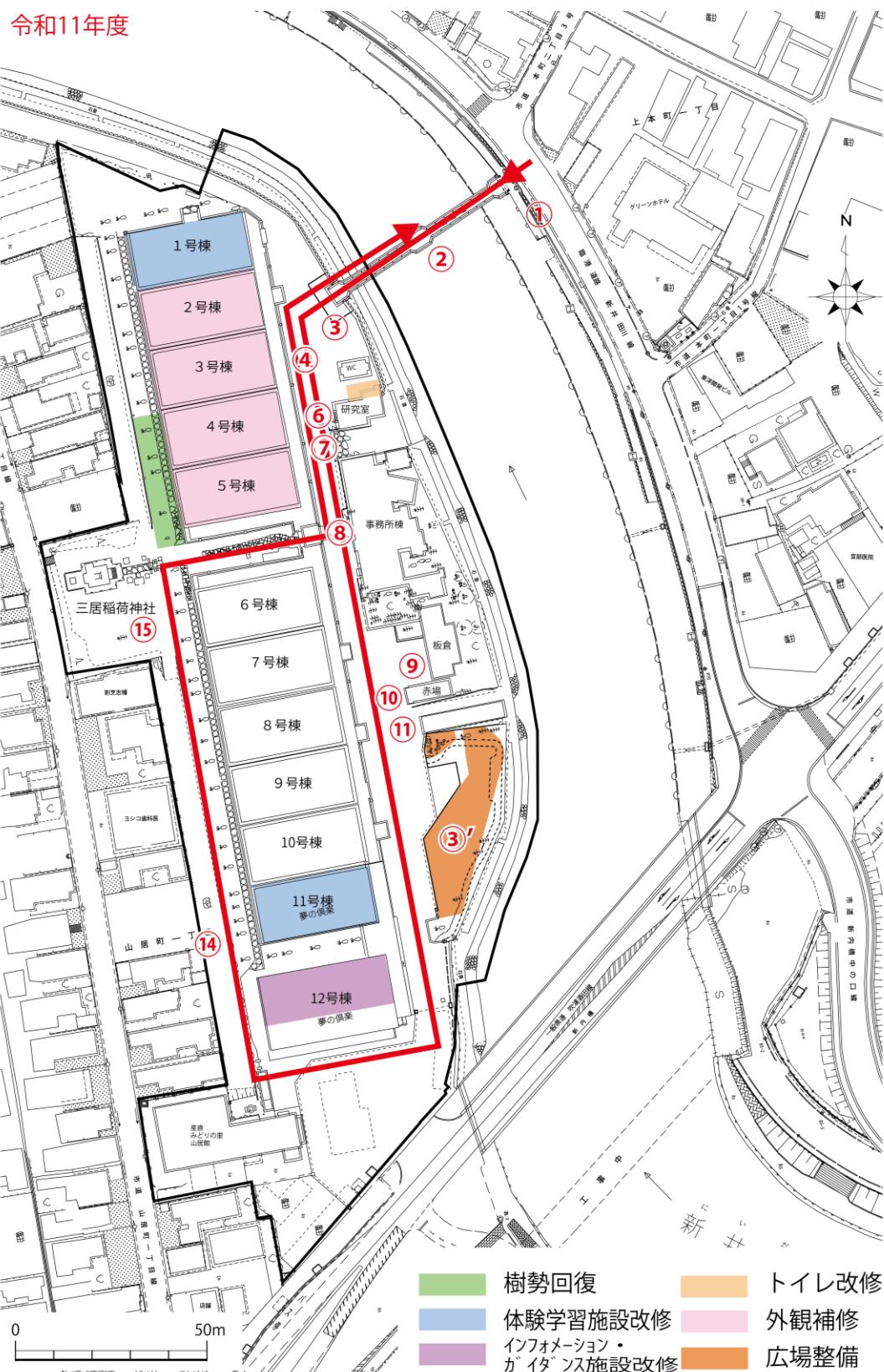
図 5-3-2 令和9年度歩行者動線図

令和10年度



②山居橋 ④倉庫群見学 ⑥研究室 ⑦荷揚場（北） ⑧事務所棟 ⑨板倉
 ⑩赤場 ⑪荷揚場（南） ⑭ケヤキ並木

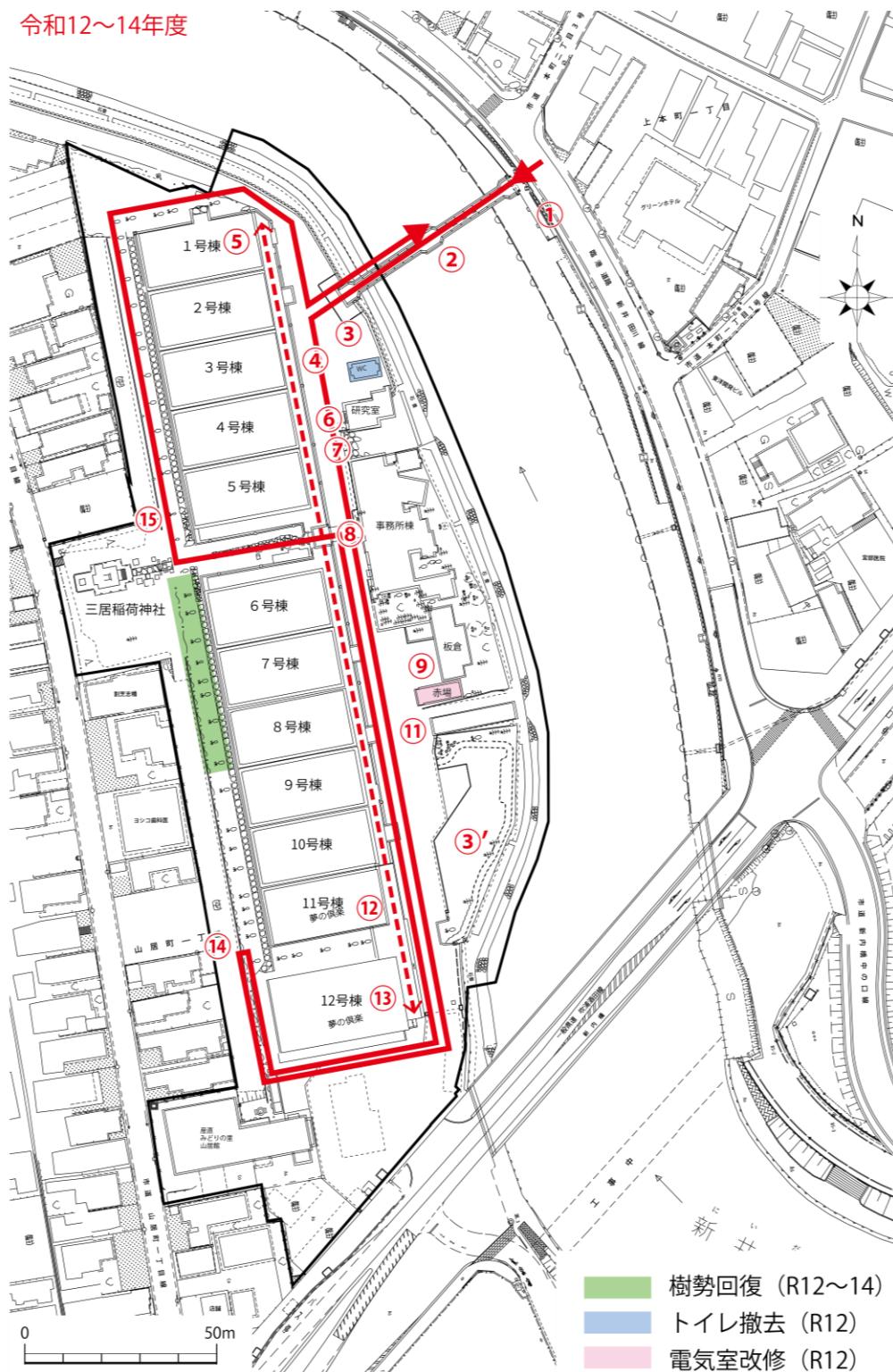
図 5-3-3 令和 10 年度歩行者動線図



- ①山居橋対岸の眺望場所
- ②山居橋
- ④倉庫群見学
- ③③'山居倉庫側眺望場所
- ⑥研究室
- ⑦荷揚場（北）
- ⑧事務所棟
- ⑨板倉
- ⑩赤場
- ⑪荷揚場（南）
- ⑭ケヤキ並木
- ⑮三居稻荷神社

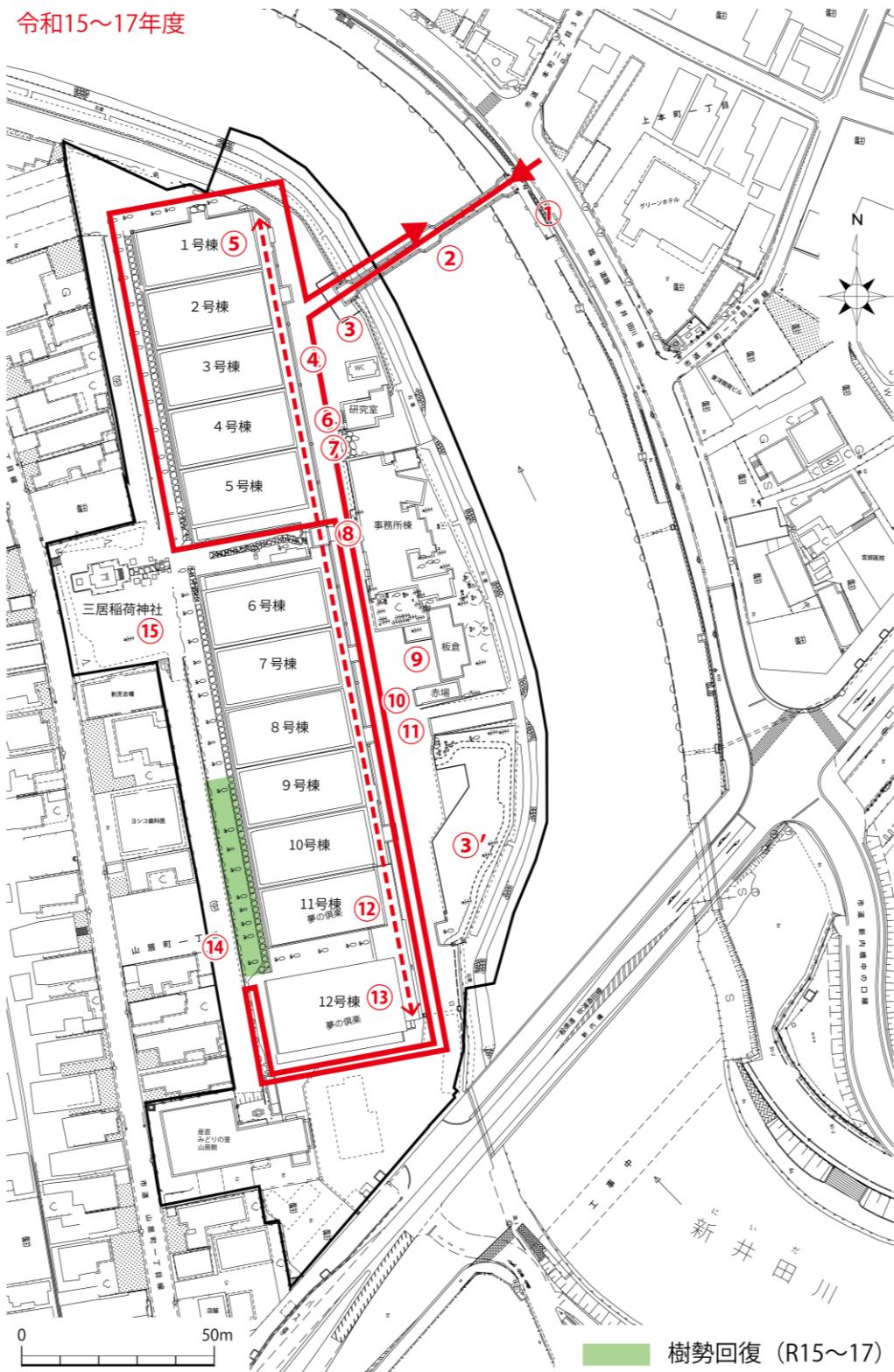
図 5-3-4 令和 11 年度歩行者動線図

令和12~14年度



- ①山居橋対岸の眺望場所 ②山居橋 ③③'山居倉庫側眺望場所 ④倉庫群見学 ⑤資料展示学習施設
- ⑥研究室 ⑦荷揚場（北） ⑧事務所棟 ⑨板倉 ⑩荷揚場（南） ⑪体験学習施設
- ⑫インフォメーション・ガイダンス施設 ⑬ケヤキ並木 ⑭三居稻荷神社

図 5-3-5 令和 12~14 年度歩行者動線図



- ①山居橋対岸の眺望場所
- ②山居橋
- ③③'山居倉庫側眺望場所
- ④倉庫群見学
- ⑤資料展示学習施設
- ⑥研究室
- ⑦荷揚場（北）
- ⑧事務所棟
- ⑨板倉
- ⑩赤場
- ⑪荷揚場（南）
- ⑫体験学習施設
- ⑬インフォメーション・ガイダンス施設
- ⑭ケヤキ並木
- ⑮三居稻荷神社

図 5-3-6 令和 15～17 年度歩行者動線図

イ) 管理者動線

乗用車や二輪車などの一般車両は、県道からの出入りとする。倉庫前通路は緊急車両、管理車両のみ通行可能とし、管理車両については北側からの通行も可能とする。

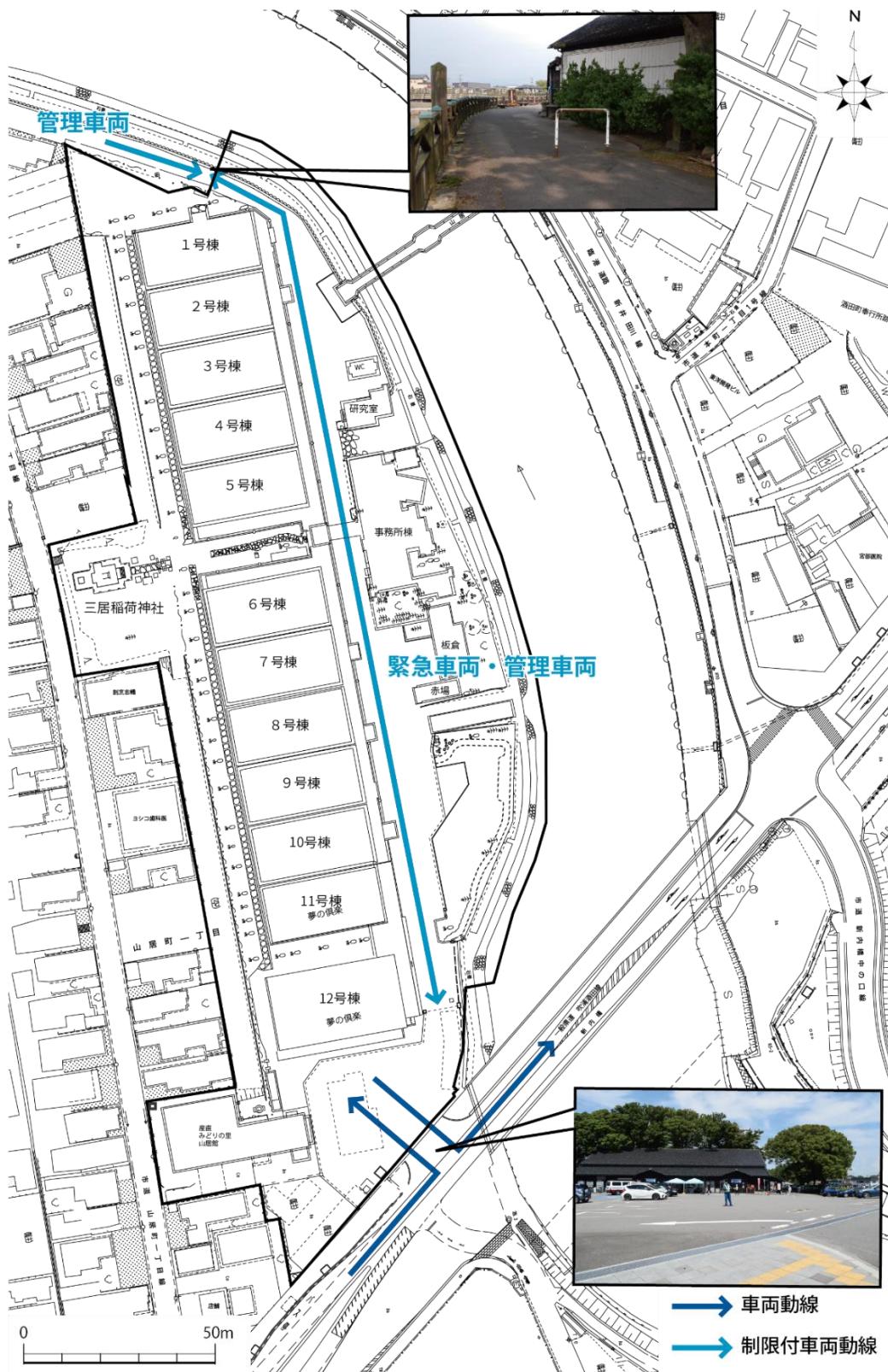
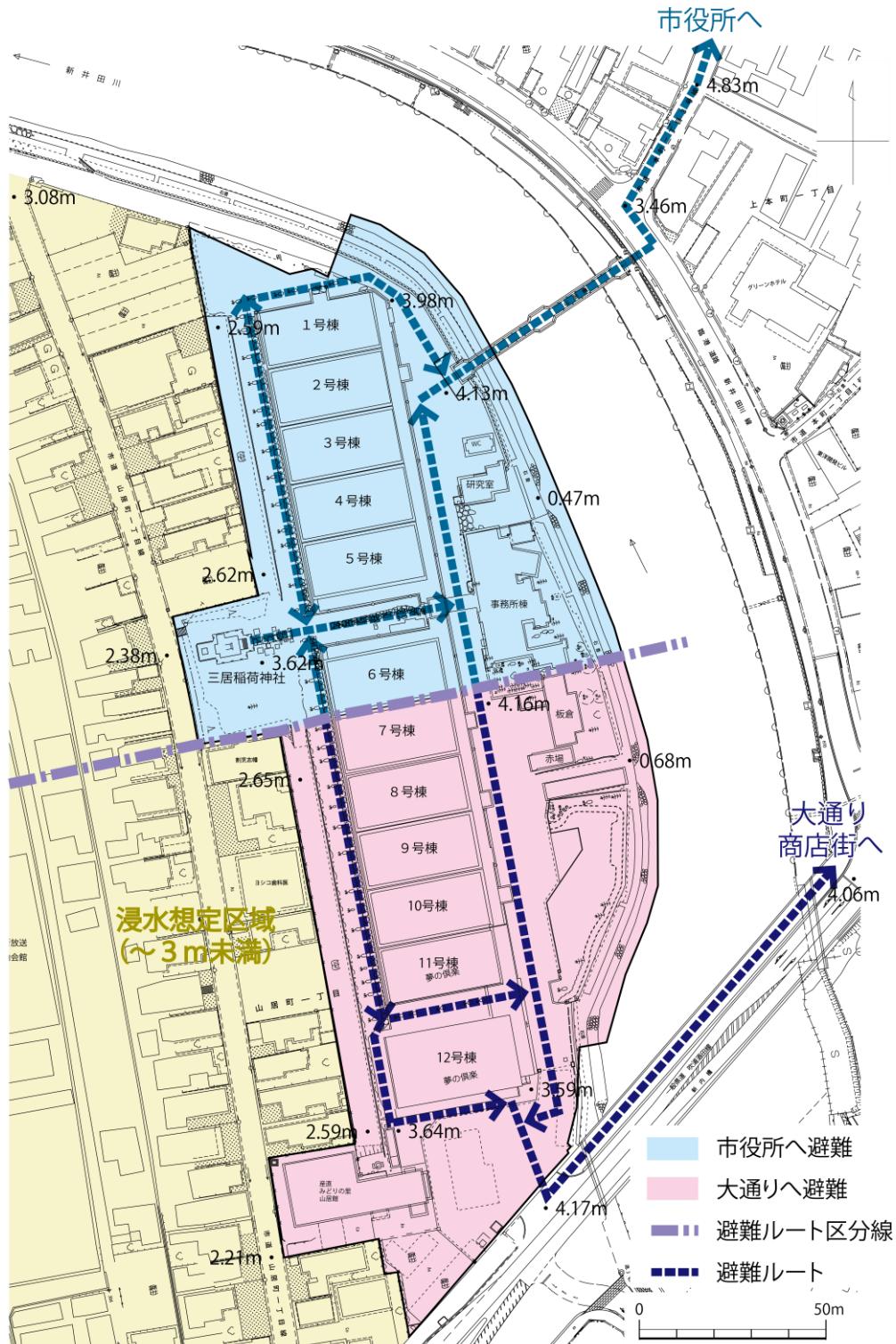


図 5-3-7 車両動線図

ウ) 避難動線

史跡内からの避難動線は県道へ出て新内橋から大通り商店街へ向かう方向と、山居橋を渡り市役所へ向かう2方向を設定する。これらは6号棟と7号棟の間で区域を分け、双方へ来訪者を誘導する。



山居倉庫：要避難区域（バッファゾーン）

津波浸水想定区域に該当しないが、「念のために離れることが望ましい」区域
新井田川対岸も一部が浸水想定区域、要避難区域（バッファゾーン）だが、河岸を離れると区域外となる

図 5-3-8 避難動線図

エ) バリアフリー動線

車いす等を利用した史跡山居倉庫敷地内周遊のためのバリアフリーの対応について、県道吹浦酒田線から駐車場を経て 12 号棟から 1 号棟までの敷地内通路は舗装されており、段差がないことから、車いすの通行が可能な状態にある。ただし、ケヤキ並木の園路は樹木の樹勢回復並びに維持を目的として、木道などの構造物を設置しないこととするため、車いすの通行はできない状態となる。

そのため、12号棟西側にケヤキ並木を眺望するための場所を設け、そこから史跡の景観を楽しめる空間を創設する。

12号棟の東側には現状で屋外スロープが設置されており、内部床の高さまでバリアフリー化がなされている。また、12号棟・11号棟の下屋内部の床から11号棟室内に入る出入り口にもスロープが設置されており、11号棟内部床の高さまでもバリアフリー化がなされている。これらの2棟については現状を維持し、車いすが来訪可能な範囲とする。

1号棟から10号棟は倉庫を繋いでいる下屋部分が外部通路の舗装レベルと同一であることから、見学通路として車椅子の通行が可能となる。

1号棟は資料展示学習施設、11号棟は体験学習施設として活用することから、出入り口にスロープを設け、バリアフリー化を図る。3号棟から9号棟、事務所棟と研究室棟においては活用の用途に応じて出入り口にスロープを設けることとする。

5号棟と6号棟の間から三居稻荷神社へのバリアフリー化を図る。



写真 5-3-1 10号棟入口スロープ



写真 5-3-2 12号棟屋外3ロープ



写真 5-3-3 1号棟下屋と同一の外部通路の舗装レベル

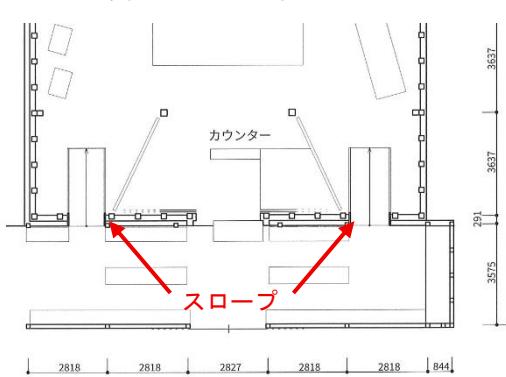


図 5-3-9 11号棟入口スロープ

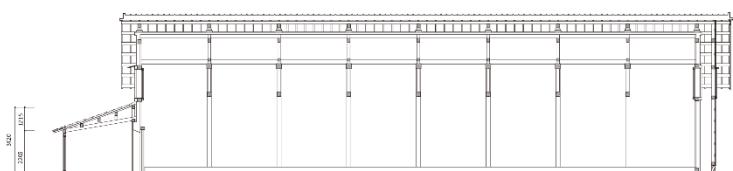


図 5-3-10 11号棟断面図

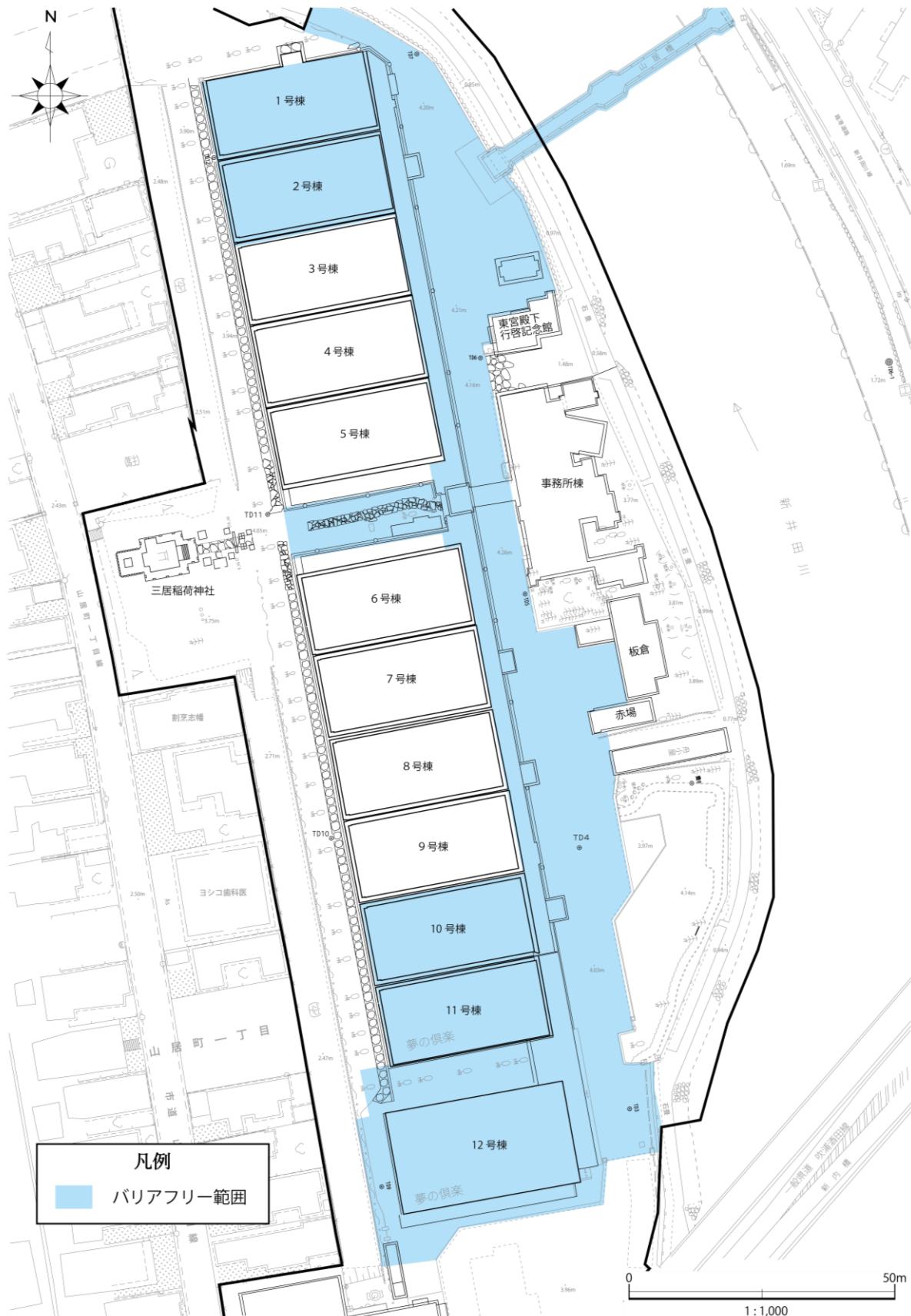


図 5-3-11 バリアフリー範囲図

(4) 雨水排水に関する計画

現状の雨水排水経路を維持することを基本とする。

ただし、ケヤキ並木西側の石垣下地盤面は豪雨時に滯水することから、現状地盤に排水勾配を付加するための盛土を行う。盛土にあたっては降雨強度を鑑みた排水能力を設定し、必要に応じて排水溝等を設置する。

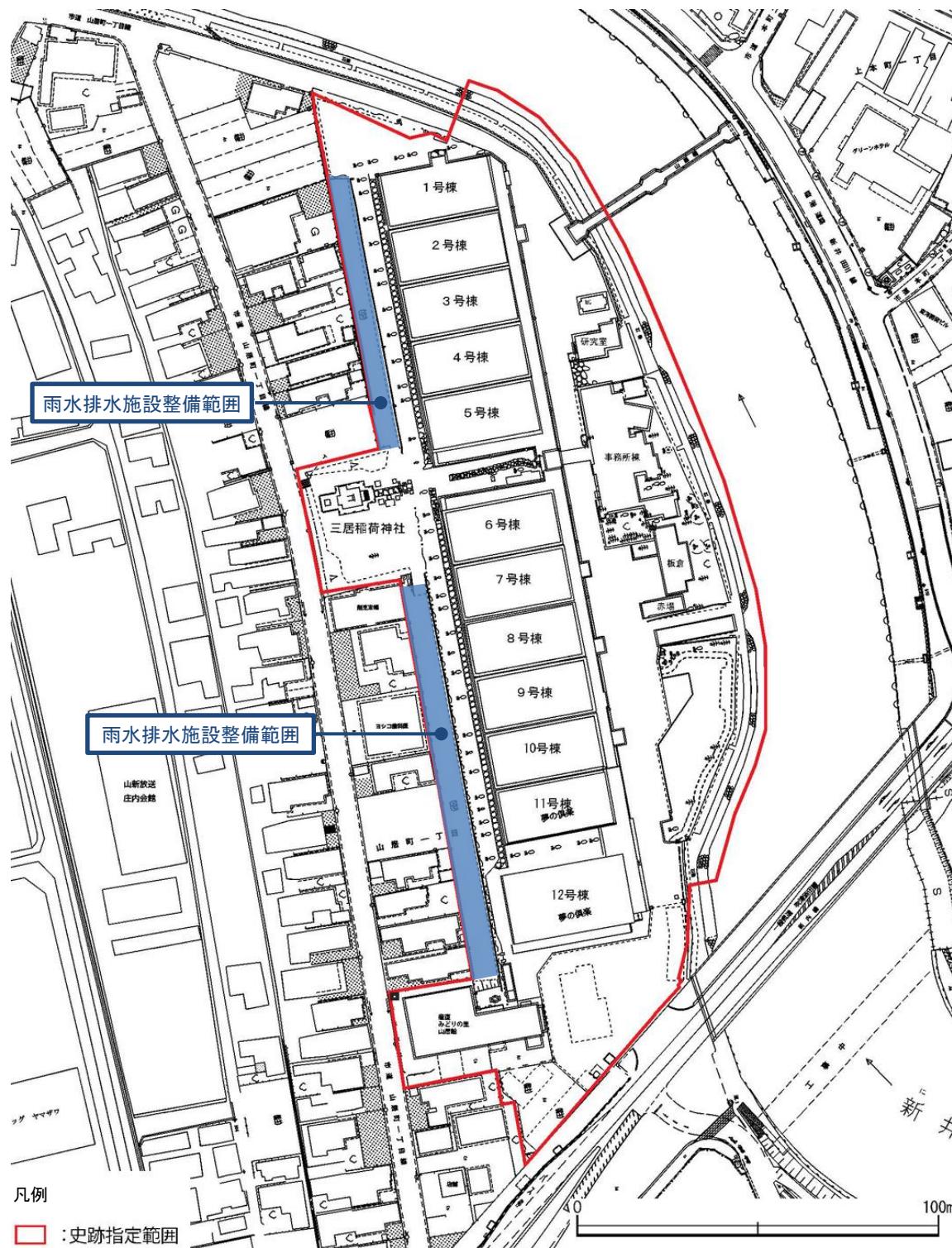


図 5-4-1 雨水排水整備対象範囲図

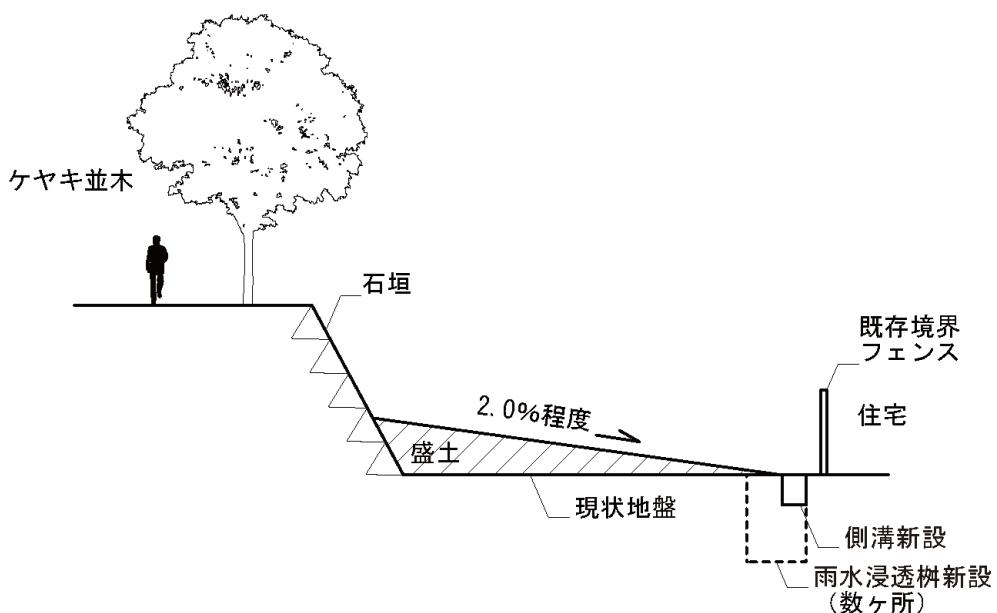


図 5-4-2 横断方向造成イメージ図

(5) 遺構の表現に関する計画

1) 地上に表出する遺構の展示

建造物や石垣などの史跡の本質的価値を有する遺構は、現状を常態的に公開する。史跡の遠景、近景および来訪者の動線上での景観において、遺構の本来的な規模や形状、配置などが理解しやすいよう解説板などを用いて補足する。遺構自体が露出していることで、き損しやすいため、その場合は「7-2 遺構保存・修復に関する計画」に従い管理・修復等の対応を行う。

2) 地下に埋蔵されている遺構の表示

発掘調査等により得られた成果について露出展示などの遺構表示は行わないが、遺構の状況を適切に見学者に伝えるため、資料展示学習施設の展示にて紹介する。

(6) ケヤキ並木の保存整備に関する計画

史跡山居倉庫の背後に植栽されたケヤキ並木は、築造以来130年以上が経過し、日差しや風から倉庫を守り、温湿度調整といった実用的機能を果たすだけでなく、酒田の観光資源としても高い評価を受けている。しかし、近年、並木の一部において樹勢の衰えが顕著になり、景観的価値の低下や将来的には枯損が懸念されている。この要因として、倉庫背後に敷設された石畳の存在や観光客の通行がもたらす踏圧により、根系周辺の土壤が硬化し水分や空気の供給が阻害されていることなどがあげられる。

そこで、令和6年10月より12月にかけて、樹勢が衰退している箇所のうち、1号棟から5号棟までのケヤキについて、樹木医と専門家の意見をもとに樹勢回復施工を試験的に実施した。

以下に、具体的な施工内容を示す。

- ①1号棟については、石畳の撤去、土壤の攪拌、枝の芯止め剪定を実施。
- ②2号棟については、石畳の撤去、土壤攪拌・土壤改良、枝の芯止め剪定を実施。
- ③3号棟から5号棟については、石畳の撤去や土壤の攪拌は行わず、危険木や支障木の剪定を実施。

上記の①から③の樹勢回復施工を試験的に実施し、令和8年6月頃まで1号棟から5号棟における樹勢回復の状況を経過観察する。

今後はこの結果をもとに、令和8年度に史跡山居倉庫のケヤキ樹勢回復の施工方法を決定し、令和9年度より計画的に樹勢回復を行っていく予定で進める。

なお、除去する枝は次のとおりとする。

- ①枯れ枝
- ②折損によって危険をきたす恐れのある枝
- ③病害虫被害が著しい枝
- ④成長の止まった弱小枝、生育上不要な枝（ひこばえ、胴ぶき枝、からみ枝、徒長枝、さかさ枝、ふところ枝、重なり枝、車枝、平行枝等）
- ⑤通風、採光に著しく障害となっている混み枝
- ⑥雑然と繁茂し過ぎて見苦しくなったり樹形枝のバランスを乱したりしている枝

加えて、剪定方法、剪定分量及び一般的な注意点を以下に示す。

- ①当該樹木の特性、状況に応じて枝おろし、枝抜き、切返し、切詰め剪定を適宜行う。
- ②原則として樹勢の強い部分は比較的強く、樹勢の弱い部分は比較的弱く剪定する。
- ③大枝を除去する際には、その枝の付け根樹幹部分を損傷しないように、枝の株にひき一目を入れてから切り落とすこととし、場合によっては二度切りする。
- ④各枝の剪定の仕上げ位置としては、原則として分岐点の付け根部分（枝条基部）とし、切り口の角度は残された幹や枝とできるだけ平行になるように心がけて切り取る。
- ⑤切り口の表面はできるだけ平滑にし、腐れ、枯れこみの原因とならないように丁寧に仕上げ、必要に応じて切り口に癒合剤を塗布する。
- ⑥樹木毎の状況成長、枝葉の伸長量、密度、分枝量を勘案し、適正かつ常識的な剪定の分量を決定する。
- ⑦使用する機械器具（特に刃物類）は常時点検し、手入れの行き届いた適正品を使用する。

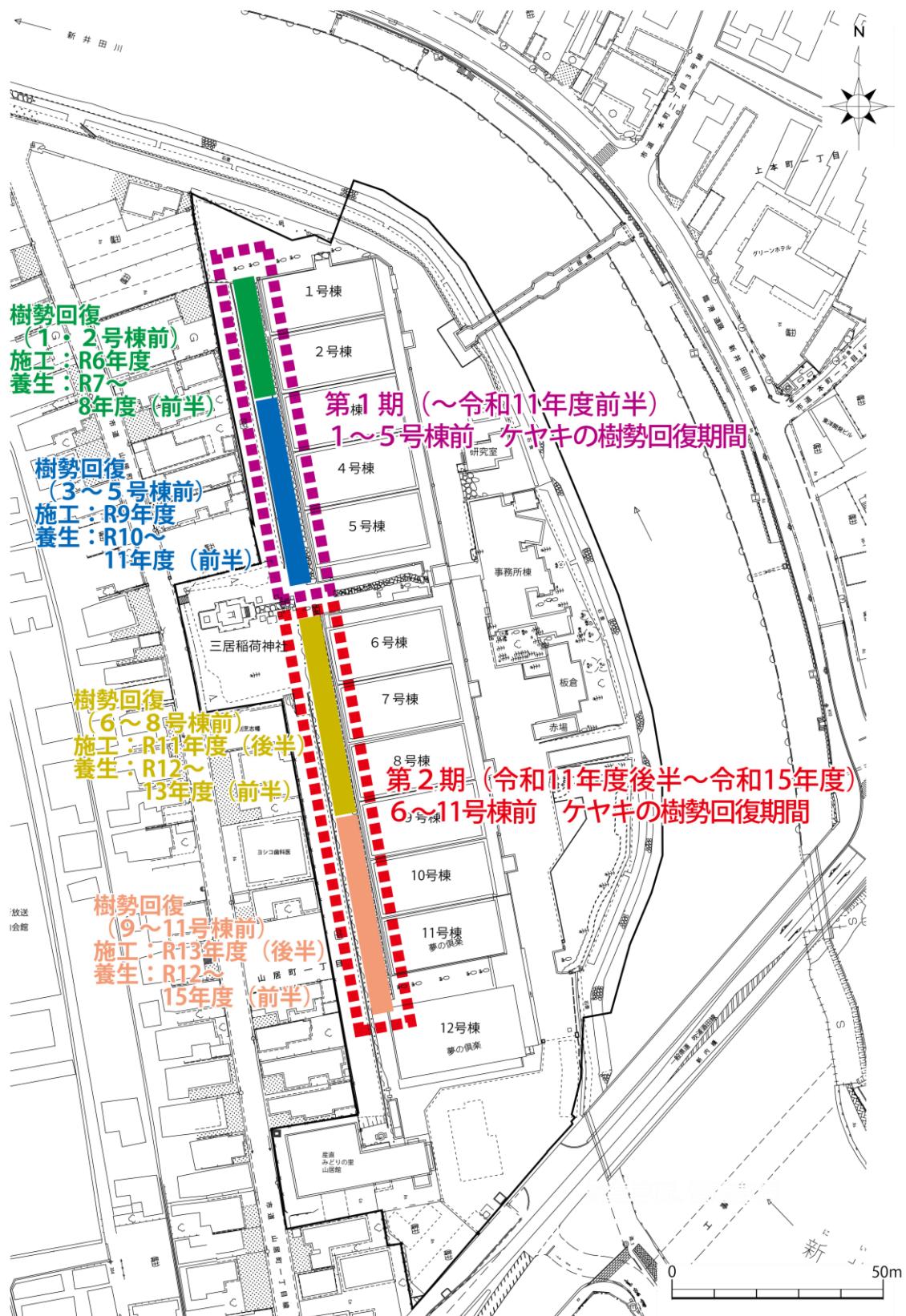


図 5-6-1 ケヤキ樹勢回復期間

(7) 修景および植栽に関する計画

1) 庭園の保存と修復

①庭園の名称と調査

事務所棟の庭園については、「史跡山居倉庫保存活用計画」において以下の名称としている。

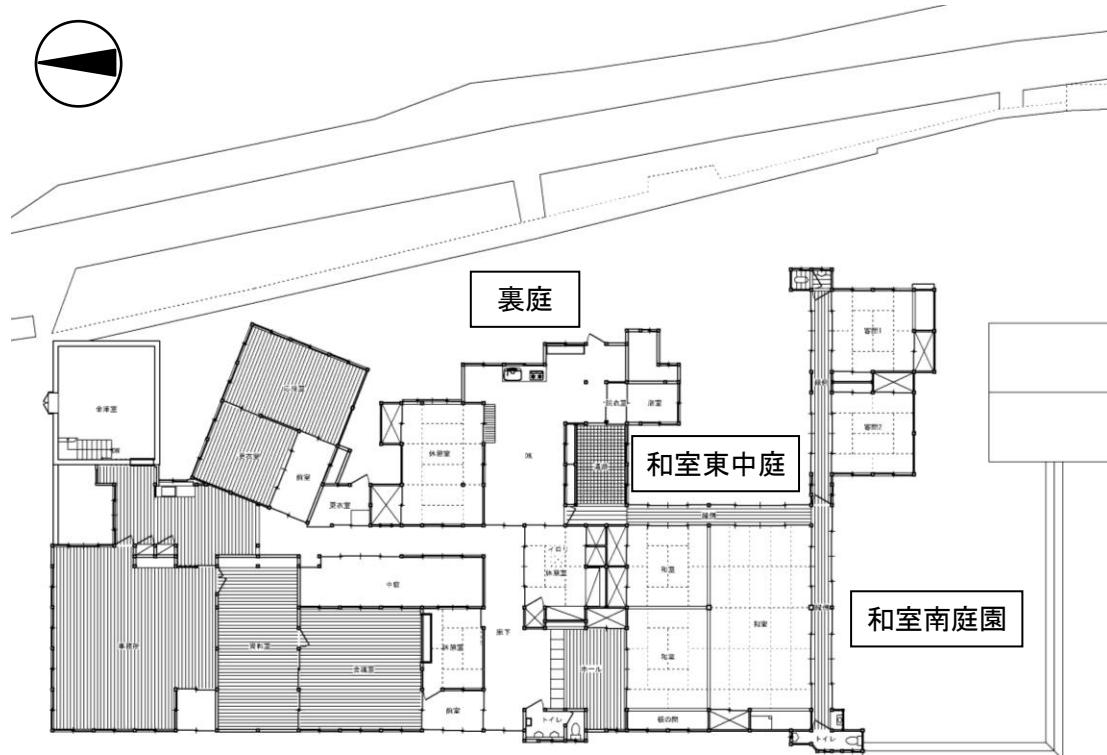


図 5-7-1 事務所棟庭園名称図

和室南庭園は仕立て松と踏石・飛石を配し板塀により囲われた空間であり、和室及び客間2から眺めるよう作られている。和室東中庭は高木数本と景石を配置した空間であり、和室から新井田川を眺めるように作られている。裏庭は台所から出て和室東中庭と和室南庭園へ通じる敷石・飛石があり、管理用の空間として作られている。

いずれの庭においても現況の詳細測量と既存樹木リストを作成し、保存する樹木と実生木など不要な樹木の整理を行う。

②庭園の保存

庭園内における樹木の伐採・移植・植樹は原則行わない。ただし、やむを得ず伐採・抜根等の必要性が生じた場合は、対象樹木の管理記録を作成した上で実施する。

疫病・虫害被害（マツクイムシ等）について、モニタリングを実施し、予防対策、保護対策を行う。枯死や自然災害（雪害や風害）による倒木、又は倒木の危険性のある樹木など、早期対応が求められるものについては、速やかに撤去を行い、事後、現状変更等の報告を行う。

積雪による枝折れ被害が想定される樹木については、雪囲い・雪吊りなどの冬季管理を徹底する。

③庭園の修復

和室南庭園は、仕立て松並びに低木の枝葉が成長し庭園の景観が乱れていますため、剪定と刈込を行います。和室東中庭は高木の下枝が成長し、川への眺望が遮られつつあるため、剪定を行います。裏庭は河川護岸の上にロープ柵が設置されていることから、生垣の設置などにより景観整備を行います。

保存する樹木については、現在、枝が延び、事務所棟の屋根と干渉している樹木があること、並びに落ち葉が屋根に堆積しているから、適切な剪定を進める。これにより、史跡内の景観を維持することにもつなげることとする。

いずれの修復においても、古写真やかつての管理者への聞き取りなどをもとに、剪定の程度を決定する。



写真 5-7-1 和室南庭園（和室より全景）



写真 5-7-2 和室南庭園（和室付近）



写真 5-7-3 和室南庭園（和室から客間 2）



写真 5-7-4 和室東中庭（和室より）



写真 5-7-5 和室東中庭（外部より）



写真 5-7-6 裏庭（台所付近）



写真 5-7-7 裏庭（中庭方向）

④庭園以外の保存樹木の修景

本計画の対象は「史跡山居倉庫保存活用計画」にあげられている本質的価値を構成する諸要素並びに本質的価値を継承する諸要素に係る樹木とする。

以下に、対象となる樹木の一覧を示す。

表 5-7-1 対象樹木一覧

諸要素の種別	番号	場所	樹種	備考
本質的価値を構成する諸要素	i	ケヤキ並木	ケヤキ	(6)にて記載
	ii	山居稻荷神社	境内樹木(マツ類)	
本質的価値を継承する諸要素	iii	ケヤキ並木	ケヤキ切株	
	iv	5号棟-6号棟間	イチョウ	
	v	事務所棟西面	フジ・マツ類	
	vi	事務所棟西面	スギ	
	vii	研究室西面	アオギリ	
	viii	板倉西面	マツ類	
	ix	緑地公園	マツ類	

iについては、(6) ケヤキ並木の保存整備に関する計画において記載したとおりである。

iiについては、マツの樹木の枝数が多く境内外が日陰になっていることから、境内の景観改善並びに史跡に隣接する住居への環境配慮を行うよう、所有者と協議の上で剪定を進める。特に下枝の剪定は環境改善に有効であることから、優先して行うこととする。

iiiについては、伐根することにより隣接するケヤキの根茎に影響を及ぼす恐れがあることから、現状のままとする。ただし、切株切断面の腐食が進んだ場合は、建物へ蟻害を及ぼす要因となることから、地盤面まで再切断のうえ防腐処理を行うこととする。また、切株から発芽した枝があるものについては切断処理を行う。

ivからviiiにおいては、枝が延び建物へ影響を及ぼしていることから、剪定を行い建物の保存につなげる。また、歴史的背景が明確になっていないことから、史料調査や聞き取り調査を進め、歴史的背景を明らかにするよう努める。

ixについては、史跡内から見る新井田川への景観及び新井田川対岸からの眺望の双方が、樹木越しに適度に垣間見える樹形となるよう剪定を行うこととする。

なお、マツについては令和7年度にマツ枯れ対策として薬剤樹幹注入を実施した。今後は経過観察を行うとともに、予防に努めることとする。

2) 史跡指定地内におけるその他樹木の修景等

①東宮殿下行啓記念研究室のツタ

外壁には新井田川護岸のツタが二階外壁や軒に繁茂する。春から夏の葉が茂った緑の季節や秋の紅葉の風景は、来訪者から人気があることではあるが、建物の保存においては劣化を促進し、外壁の腐食や雨漏りの原因となることから、伐採と撤去を進める。

②新井田川護岸・法面石垣のツタ

新内橋南袂から指定地北側の実生橋南袂までの新井田川護岸・法面石垣には、ツタや雑草が繁茂し、法面石垣の隙間・亀裂等を広げるおそれがあることから、ツタの伐採と撤去を進める。

③事務所棟裏庭新井田川護岸上の生垣

事務所棟裏庭での管理者通行の安全を確保するため、護岸上の生垣植栽を追加する。

④緑地公園の修景樹木

園路周辺の樹木が繁茂し歩行者の通行を妨げていることから、歩行に支障がないよう園路周辺の樹木の刈込を行う。また、新井田川護岸上の生垣は法面上部からの転落防止を担っているが、成育に粗密があり、枝葉に隙間が見られる範囲が点在する。歩行者の安全性を確保するため、生育に不具合がある生垣樹木は新規樹木に更新するとともに、定期的な生垣の刈込を行う。

⑤西側石垣上の生垣

創建当初の敷地造成の石垣上に植栽され、隣地境界との目隠しを担う。成育に粗密があり、枝葉に隙間が見られる範囲が点在する。ケヤキ並木を見学する来訪者からの景観をふまえ、生育に不具合がある生垣樹木は新規樹木に更新するとともに、定期的な生垣の刈込を行う。

⑥敷地西側の修景

指定地西面（三居稻荷神社南側～みどりの里山居館）には現状で一般的な金網フェンスが設置されている。一部は色調も史跡の歴史的景観に配慮されていないことから、敷地西側の住宅地の景観緩和のため、ケヤキ並木西側を園路に改修する際には生垣植栽を追加する。

ただし、西側石垣上の生垣を隣地境界との目隠し機能を担うよう整備する場合は、現状維持とする。

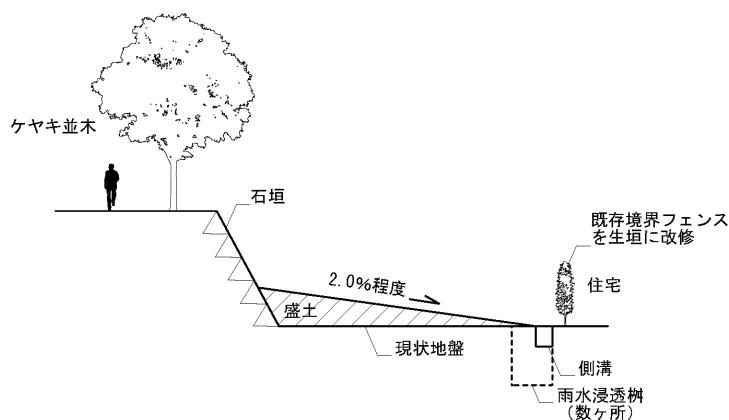


図 5-7-2 生垣植栽イメージ

(8) 案内・解説施設に関する計画

1) サインの設置方針

サインの設置については「酒田市景観計画」における広告物の基準に準拠し、かつ、史跡の価値を阻害しないものとする。

史跡内には様々な事業で設置された表示物が複数あり景観を阻害していることから、混在しているサイン（施設名称など表示物を含む）を撤去・更新・新設により整理し集約とともに、デザインの統一を図る。

既存のサインを更新する際は現状の支柱を活用することとし、新設するサインについては、できる限り史跡に影響を与えないよう設置型式に配慮する。加えて、新設するサインについては、向きを現地と対照しやすいように設置する位置との関係性に留意するとともに、史跡内の景観との調和に配慮する。

新設するサインの種類と表示内容については、史跡の本質的価値に関する解説板や歴史的景観を感じるための眺望サインを充実させ、来訪者が史跡の本質的価値を理解し楽しむことができる環境を整える。また、音声ガイドなどのデジタルコンテンツの利用を通してサインの大型化は避けることとする。

サインの設置においては、表5-8-2（サインの仕様・規格事例）に基づいて形式・素材・板面デザインを行う。なお、基礎を設置する際には必要最小限の掘削に留め、遺構の立会確認を行うこととする。

2) サインの種類

来訪者がインフォメーション・ガイダンス施設における案内や総合案内板の情報をもとに史跡指定地内を自由に見学することを基本とするため、順路サインは設置しないこととする。

以下に、サインの種類と表示内容を示す。

表5-8-1 サインの種類

機能	役割	設置場所	表示内容例
①総合案内	・史跡全体の案内 ・史跡の概要 ・本質的価値の説明	・12号棟前 ・山居橋袂	・史跡の内容 ・ゾーンの名称 ・各種施設の配置
②価値の解説	・各建物（倉庫1・2・10・12号棟・研究室・事務所棟・板倉・赤場・三居稻荷神社）の解説 ・地形（盛土）の解説 ・樹木植生の（ケヤキ並木）解説 ・関連遺構（荷揚場）の解説	・各建物（倉庫1・2・10・12号棟・研究室・事務所棟・板倉・赤場・三居稻荷神社） ・盛土前 ・ケヤキ並木前 ・荷揚場前	・各建物 ・地形 ・樹木植生 ・関連遺構の概要
③眺望	・史跡山居倉庫の本質的価値や景観を感じるための情報提供	・各眺望場所前	・各眺望場所の景観
④安全・制御	・危険個所の周知 ・利用上の注意表示	・危険個所（荷揚場・三又路） ・各建造物 ・ケヤキ並木前 ・園路	・危険個所と説明 ・禁止事項（喫煙・犬の散歩）等

①総合案内

総合案内板は来訪者が最初に見ることができるよう、県道側からの入口である駐車場に面した12号棟前と、市役所側からの入口である山居橋の袂に設置する。表示内容は円滑な見学を促すため、史跡全体の配置と現在地を正確で分かりやすい案内図で示し、史跡の景観を楽しむための眺望場所や見どころとなる場所を紹介する。

加えて、史跡の指定理由などの概要並びに本質的価値を説明分かりやすい文章と図版で解説し、史跡見学のための導入機能となるよう板面の充実を図る。

また、必要に応じて周辺の関連要素や広域の観光施設等への案内表示の記載も検討する。

なお、順路サインは設置しないが、史跡来訪者に推奨する史跡山居倉庫の本質的価値を語るためにストーリーにもとづいた見学ルートを提示する。

②本質的価値の解説

説明板は各建造物や樹木植生、石垣・荷揚場等構造物や埋蔵遺構所在個所に設置し、史跡の構成要素を紹介する。表示内容は、それらの史跡の価値に関する機能や特徴、指定地及び周辺地域における歴史的景観や敷地の使い方、各時代における建造物の配置と変遷などを示す解説の充実を図る。

特に、史跡山居倉庫の機能として重要な盛土のための石垣や西日遮蔽のためのケヤキ並木、荷揚場などの遺構を理解する解説板を設置するとともに、各説明文には最新の調査研究成果を反映させる。

③眺望

新井田川河畔の立地状況や各施設の配置など史跡の歴史的な特徴をとおして景観を楽しむことができ、往時と現在の史跡山居倉庫の景色を見比べて歴史を感じられるよう、眺望場所には古写真を用いた解説を行う眺望サインを設置する。

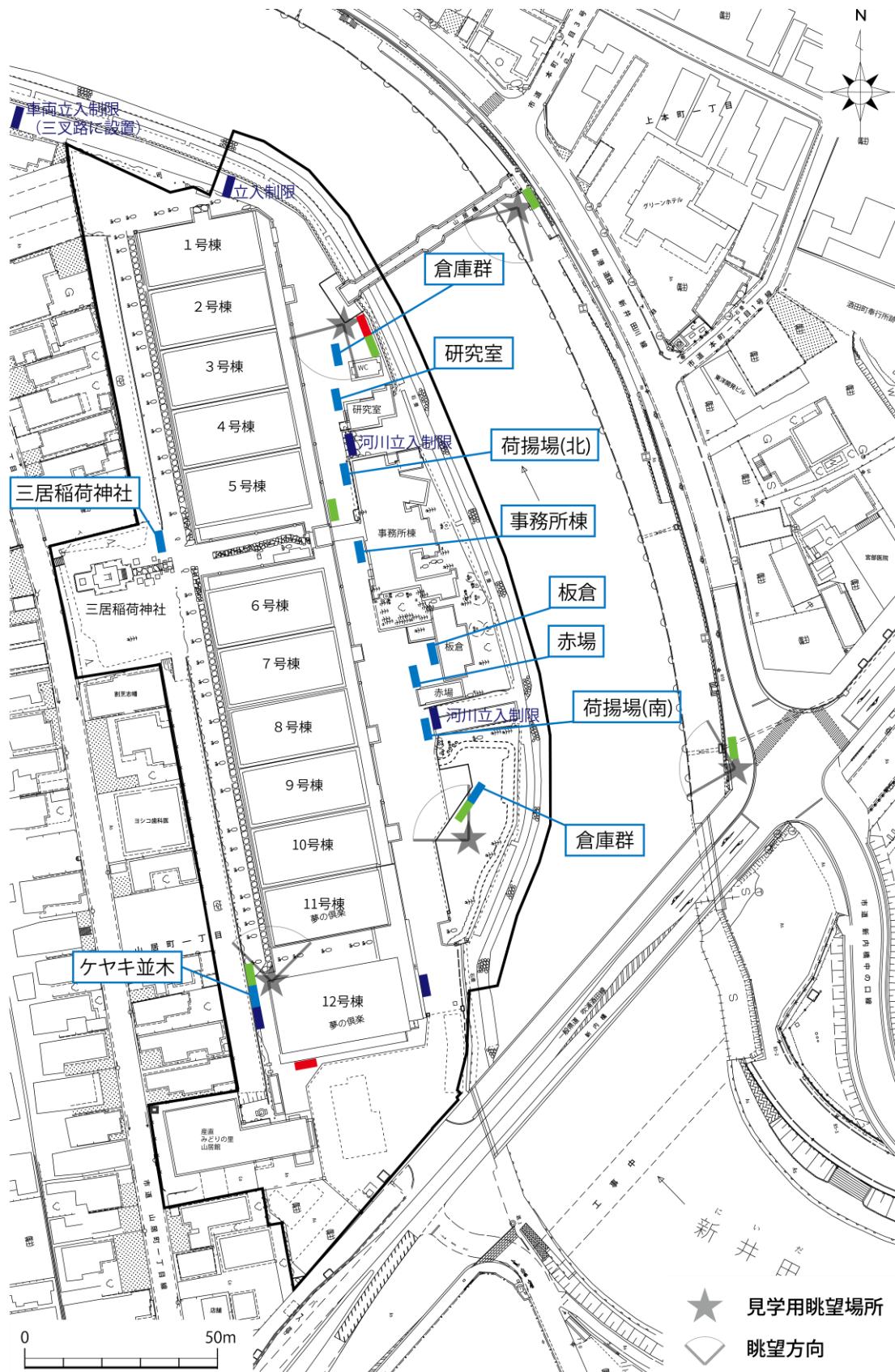
④安全・制御

来訪者の安全対策が必要な場所には注意喚起を促すサインを設置する。

特に、荷揚場から新井田川への降り口には来訪者の安全性を確保するため、立ち入り禁止の制御サインを設置する。

また、史跡内の禁止行為を表示したサインを設置し、史跡内の防火・防犯対策や清掃美化を図る。

以下に、サイン計画図を示す。



凡例 ① ■ 総合案内 ② ■ 値値の解説 ③ ■ 眺望 ④ ■ 安全・制御

図 5-8-1 サイン計画図

3) サインの表示基準

新設するサインのデザインについて、総合案内板はある程度の大きさになることから垂直板面とするが、来訪者が見やすいように解説板は板面を斜めとする。

支柱及び板面の色は史跡内の景観を阻害しないよう、こげ茶色系とする。

板面の高さや文字の大きさ、文章表現や言語表示については、環境省「自然公園等施設技術指針」第3部 第4章博物展示施設及び文化庁「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」を基準とする。

特に、車いす利用者などが見やすいよう表示の高さに配慮を行うこと、学習等で史跡を訪れる児童・生徒が説明文を理解できるように難解な表現は避けること、日本語と英語を基本に必要最小限の多言語表記を行うことに配慮する。

ア) 掲出高さ

史跡山居倉庫は、小学生の総合学習や一般市民、観光客までの幅広い層の来訪が想定されることから、解説パネルなどの掲出高さは誰もが見やすい位置であることが求められる。そのことから、サイン等の高さについては小学生低学年～高齢者までの利用者の通常視野の範囲内に収まる位置とする。

そのため、解説板のうち特に重要な情報については、「自然公園等施設技術指針」を参考に、視距離 1m の設定で高さ 680～1650mm の範囲に配置する。また、コーナータイトルやイラスト・写真など視覚情報については、7歳児の視距離 2.5m の通常視野上限である高さ 2500mm 以内の範囲に配置する。

以下に、本施設で採用するサインの仕様・規格を示す。

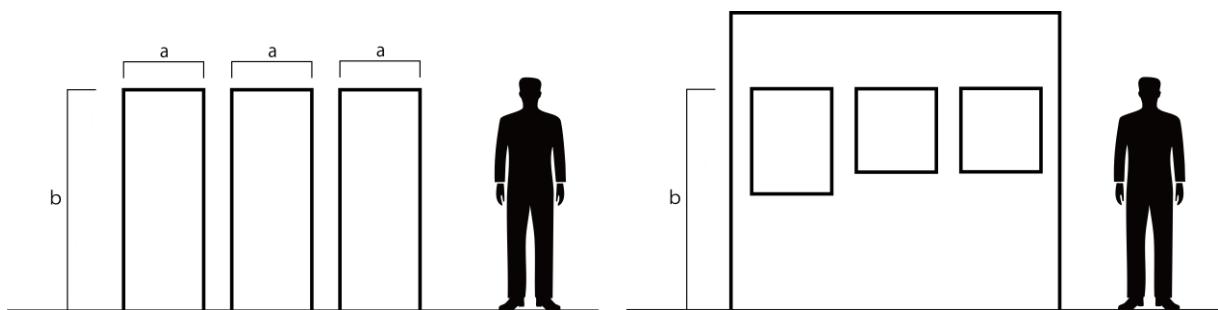


図 8-2 整列させる・サイズを揃えるイメージ

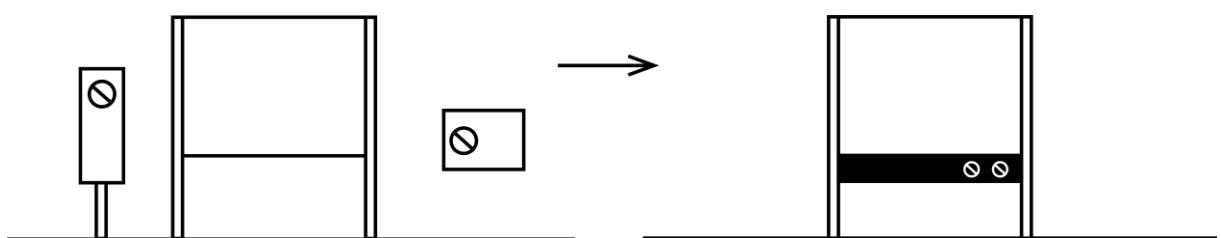


図 8-3 複数のサインの集約イメージ

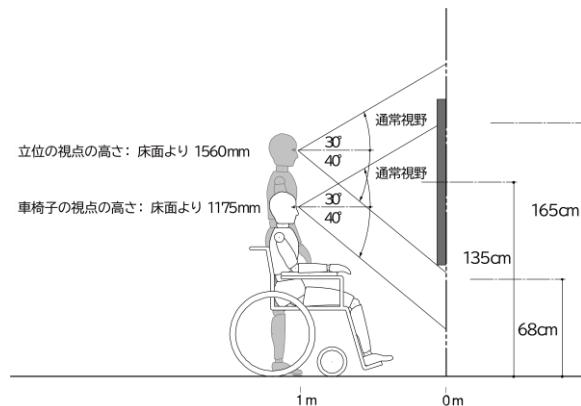


図8-4 サイン掲出高さ基準

イ) 外国語対応の考え方

「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成26年3月）における外国語対応の考え方は、日本語、英語の併記を基本ルールとしている。

本計画では、そのガイドラインを参考に、名称・標識・サイン・情報系に係る文言は日本語・英語併記とする。また、解説系に係る文言は基本ルールによると、英語表記は「表記を行うことが望ましい」となっているが、他の博物館等の外国人来館者の様子からタイトルや主要なキーワードを理解できれば概ねの展示内容を理解できるものと推測されること、かつ、サインの記載スペースの制約から複数言語を併記すると煩雑となることから、史跡の概要に係る文言についてのみ日本語・英語併記とする。

そのため、原則として、外国語は英語のみ対応とする。また、総合案内板のタイトル、解説板の解説概要となる部分について英語併記とし、文章等について全文翻訳は行わない。加えて、中国語2言語、韓国語については、音声ガイドなどのデジタルコンテンツにより対応していく。

また、標準案内用図記号（大部分がJIS規格化）及びJISのピクトグラムを原則として使用し、直感的な情報伝達に努める。

ウ) 文字寸法

サイン等に表示する文字高は、「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」により視距離に対する文字の大きさの基準が定められている。また、タイトルや見出しは離れたところから視認できることが求められる。

解説文などは、通常、2m程度の視距離で読むことを想定する。

そこで、解説板のタイトルは視距離20mで視認できるものとし80mm以上の文字高を確保する。加えて、解説文、キャプションについては視距離1~2mで視認できる文字高とし、10m以上確保する。

視認距離	和文文字高	英文文字高
1~2mの場合	9mm以上	7mm以上
4~5mの場合	20mm以上	15mm以上
10mの場合	40mm以上	30mm以上
20mの場合	80mm以上	60mm以上
30mの場合	120mm以上	90mm以上

工) 視覚障がい者への配慮

視覚障がい者や視力が低下した人など、だれもが見やすく分かりやすい公共サインとするために、文字やピクトグラムの大きさ、公共サインの設置高さ等に配慮する。

また、案内サインの音声案内などの視覚障がい者に配慮した機能の導入については、設置場所の周辺環境等を考慮してその必要性を適宜判断する。

点字や触地、音声案内操作板等の高さは1.0mから1.4mまでの間に設置し、色彩は色覚バリアフリーの視点からの配色に配慮する。

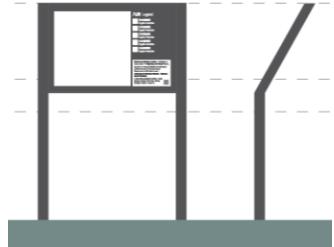
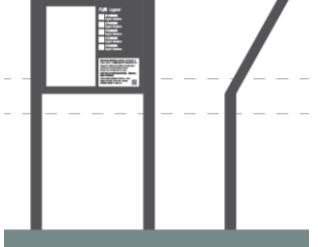
オ) 管理・メンテナンス性

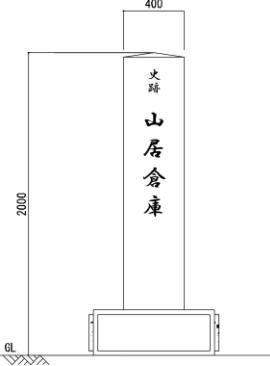
紫外線による板面の退色、支柱・枠材などの塗装劣化が生じにくい耐候性のある仕上げ材とする。また、史跡整備の進捗状況やリピーター促進に対応する上では、デジタルコンテンツを使用した情報について、管理者による情報更新を容易なものとする。

4) サインの形式

史跡内に新設するサインの形式について、以下に示す。

表 5-8-2 サインの仕様・規格事例

名称／設置位置	事例
総合案内板 ・12号棟前 ・山居橋袂	<p>形式：門型 固定式 盤面：アルミ複合版 支柱：アルミ押出形材 イメージ図 板面：4.6 BG 2.5/1.2 タイトルバー：6.6 Y 8.1/9.3</p> 
解説板 ・各建物（倉庫1・2・10・12号棟・研究室・事務所棟・板倉・赤堀・三居稻荷神社） ・盛土前 ・ケヤキ並木前 ・荷揚場前	<p>形式：門型 固定式 材質：アルミ複合版 支柱：アルミ押出形材 イメージ図</p> 
眺望サイン ・各眺望場所前	<p>形式：門型 固定式 盤面：アルミ複合版 支柱：アルミ押出形材 イメージ図</p> 

<p>制御サイン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険個所(荷揚場・船着場前・三叉路) ・各建物 ・ケヤキ並木前 ・園路 	<p>イメージ図</p> 
<p>史跡標柱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芝広場 	<p>イメージ図</p> 
<p>デジタルコンテンツを使った解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新内橋橋詰 ・船着き場 ・倉庫下屋 ・倉庫内 	<p>イメージ図</p> <p>音声ガイドなどのデジタルコンテンツを利用したスマートアプリ等での解説。</p> <p>デジタルサイネージによる情報発信や解説。</p> 

(9) 管理施設および便益施設に関する計画

1) 休憩場所の設置

ア) 建物内の休憩場所の整備

各建物の利用目的に応じて、適切な位置に休憩場所を設けるものとする。

ガイダンス施設内については「博物館疲労」への配慮から、休憩場所を設置する。

また、下屋内においては、ベンチ等の造作材を設置する。

イ) 屋外休憩場所の整備

屋外に設ける休憩場所については、視界を遮らずに眺望できる場所を選定のうえベンチを設置する。また、敷地北側の既存の石製ベンチについては管理車両の通行の阻害になるため撤去とする。三居稻荷神社付近の石製ベンチについても休憩場所として適切な位置でないため撤去とする。

併せて、景観と調和するデザインのベンチを採用することにより、周囲の景観を損なわない整備を行う。



写真 5-9-1 屋内休憩場所イメージ



写真 5-9-2 屋外ベンチイメージ

休憩場所整備エリアと既存ベンチ位置を以下に示す。

1号棟北側及び三居稻荷神社南側にある既存石製ベンチは、来訪者の利用に適さない配置であることから撤去とする。また、11号棟と12号棟の間にあるテラス上の既存木製ベンチは来訪者の利用に適切な配置にあることから継続利用とし、1号棟東側並びに緑地公園にある既存木製ベンチはサイン整備にあわせて見直しを行うこととする。

加えて、倉庫群並びに新井田川への眺望場所となる山居橋南側橋詰並びに緑地公園南端には休憩用ベンチを新設する。

新設するベンチの座板は耐久性のあるメンテナンスしやすい素材とし、既存ベンチを更新する際には新設するベンチと同じデザインで統一する。



図 5-9-1 休憩場所位置図

2) トイレの撤去・改修

現在、使用可能なトイレは11号棟および12号棟に設置されているが、便器数が不足している状況である。当面の間は12号棟の既存トイレを使用することとし、将来的に当該トイレを拡張する。

また、1号棟周辺については、現在使用禁止としている屋外トイレを撤去し、利用方法に応じて新たなトイレを設置する。

加えて、11号棟の既存トイレについても、今後の活用方法に応じて対応する。

既存のトイレ箇所を以下に示す。

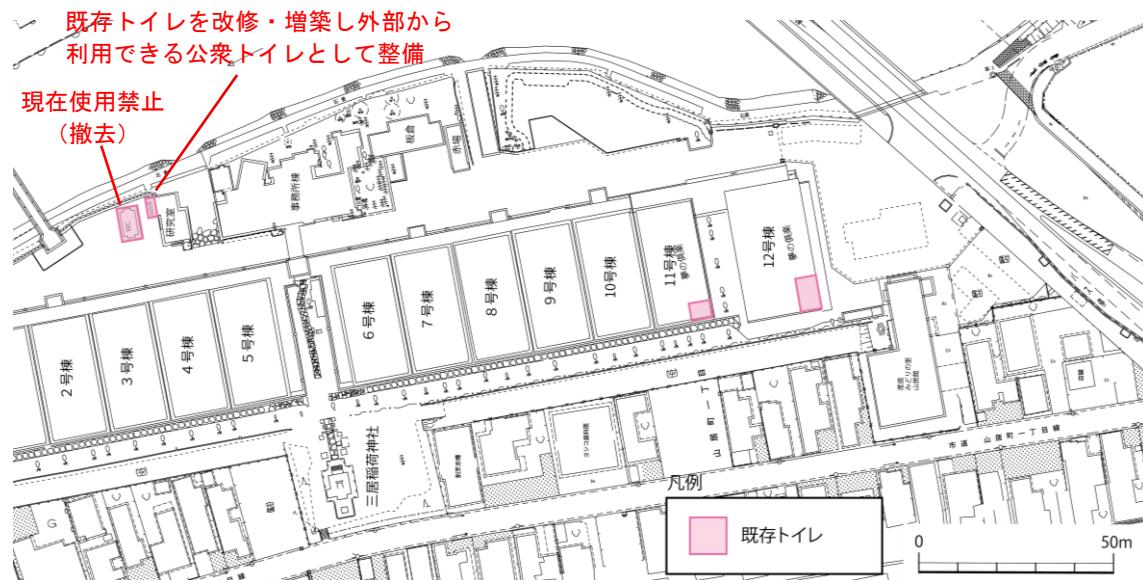


図 5-9-2 史跡内トイレ位置図

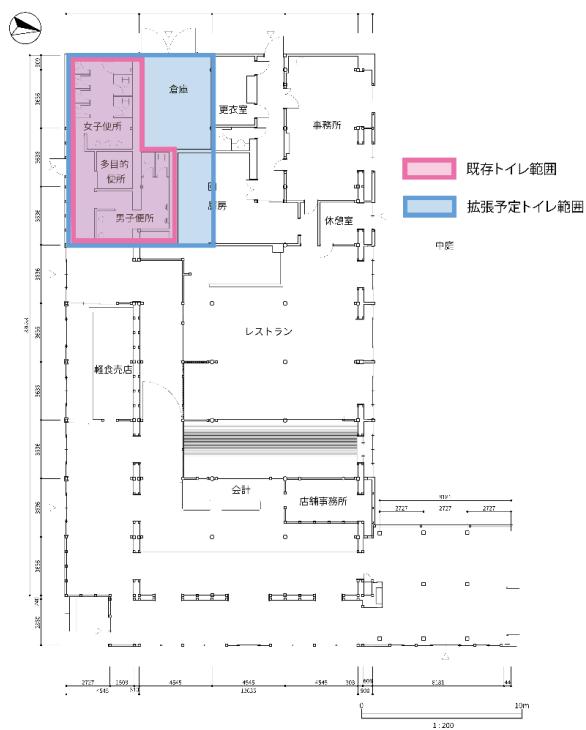


図 5-9-2 12号棟トイレ範囲図

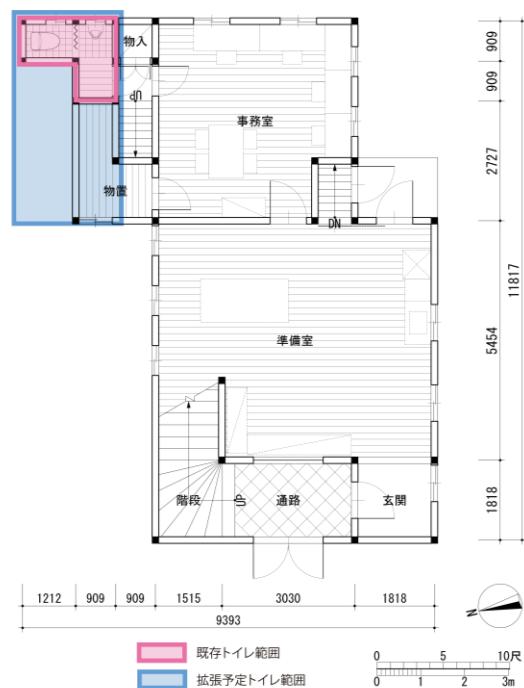


図 5-9-3 研究室トイレ改修範囲図

3) 園路と広場の整備

ア) 園路

ケヤキ並木に沿った園路は現在石敷となっているが、ケヤキの樹勢回復措置のため石敷きを撤去することとしている。樹勢の回復が確認された際にはケヤキの根茎に影響を及ぼさない材料と工法（ウッドチップ敷など）による園路の整備を行う。これらの園路整備では、ケヤキ並木の景観阻害となる手摺の設置は行わない。

イ) 広場

倉庫群東側のアスファルト舗装については、景観に配慮した材料と工法による改修を行う。

保存活用計画での緑地公園においては、利活用の向上を図るため、広場として樹木の剪定を進め眺望景観を確保するとともに、ベンチの再配置、散策路の舗装改修などを行う。

5号棟と6号棟の間の広場は、現在、草地に石敷の園路が設置されているが、三居稻荷へのバリアフリー化を図るため、園路の改修や植栽の見直しを行う。

11号棟と12号棟の間の広場は、テラスの西側（ケヤキ並木の南端）に眺望場所を設置するところから、現在バリアフリー対応がなされているテラスを延長する。

なお、手摺の設置は、史跡内のバリアフリー対応範囲は路面が平坦なところが多いことから、既存のスロープ及び新設するスロープ箇所に限定し、必要最小限とする。

4) 給排水設備・換気空調設備・電気設備の整備

ア) 散水設備

事務所棟庭園並びに広場には植栽管理のために必要な散水栓を設置する。散水栓は設備配管による史跡への影響を抑えるため、赤場にある既存給水設備より延長する。

イ) 受電設備

史跡の保存・活用整備を進める中で各施設に必要な電気容量が増加することが考えられるところから、現状の低圧受電設備を高圧受電設備に更新する必要がある。そのため、キュービクルを設置する場合は歴史的景観に配慮し、赤場を設置候補地とし、修景を行うこととする。

ウ) イベント用屋外電源・屋外給水栓の設置

広場を利用した史跡山居倉庫の情報発信のための屋外イベントの開催を可能にするため、イベント用の屋外電源の設置を行う。イベント用屋外電源は広場に加え、ガイダンス施設整備を予定している倉庫棟1号棟との関連も可能なように山居橋の袂にも設置する。

また、民間活用の手法としてキッチンカー利用を可能にするため、屋外給水栓を設置する。屋外給水栓は散水設備と同様に赤場にある既存給水設備より延長して整備する。

エ) 倉庫等民間活用に伴う給排水設備・電気設備

民間活用を行う建造物において、内部改修に伴い給排水設備並びに電気設備の設置が必要な場合は、本質的価値を損なわないよう、既存土壁を傷めない設置方法とする。既存の床・壁・天井に貫通などの加工が必要となる場合は文化庁と協議の上で進める。

オ) 通信設備

来訪者への情報通信サービス、案内サインのデジタルコンテンツ利用を図るため、史跡内を網羅するWi-Fi設備の設置を進める。

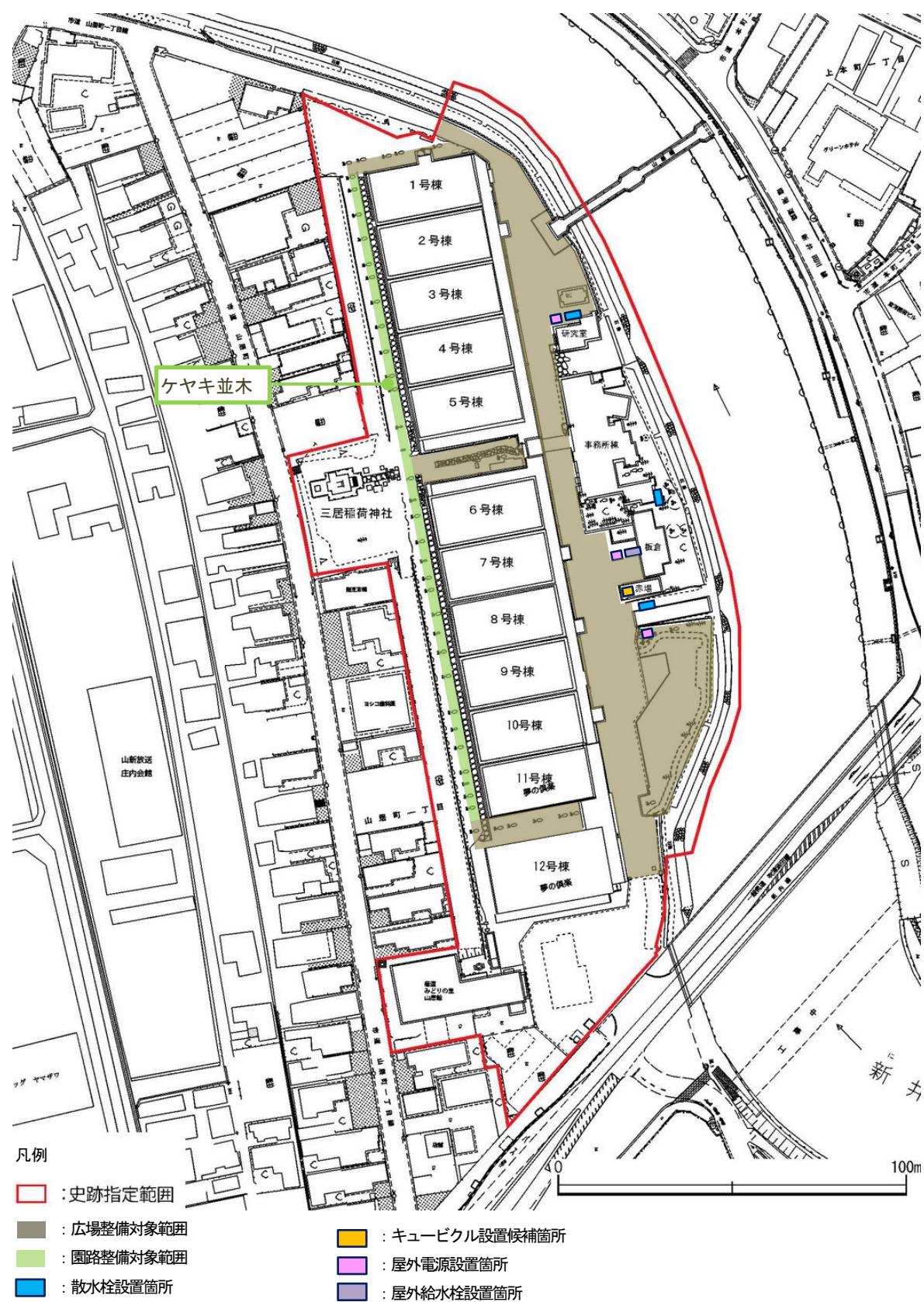


図 5-9-4 園路・給排水設備・電気設備計画図

5) 照明の設置

ア) 防犯灯の設置

防犯灯の設置により夜間の視認性を高め、防犯対策および事故の防止を図る。

設置箇所の検討にあたっては、躯体への影響を最小限に抑えた設置方法とし、動線沿いの歩道に関する設置基準に基づいて決定する。

なお、防犯灯の色温度や輝度については景観に十分に配慮したものとする。

イ) ライトアップ照明の設置

夜間のライトアップ照明については現在行っている方法を継続する。



写真 5-10-3 現況ライトアップ照明

次に、酒田市防犯灯設置基準の抜粋を以下に示す。

酒田市防犯灯設置条例

(平成 17 年 11 月 1 日条例第 29 号)

改正平成 17 年 11 月 1 日条例第 29 号

第 3 条 防犯灯は、防犯上必要最少限の照明を維持するものとし、その基準は市長が別に定める。

酒田市防犯灯設置条例施行規則

(平成 17 年 11 月 1 日規則第 28 号)

改正平成 28 年 3 月 30 日規則第 26 号

(設置基準)

第 2 条 条例第 3 条に規定する防犯灯の設置基準は、別表による。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

[条例第 3 条] [別表]

別表(第2条関係)

種別	灯具の高さ	灯具	設置場所	備考
住居地区 防犯灯	車道は 5.0m 以上 歩道は 3.0m 以上	10WLED	おおむね住居 から 100m 以内	灯具の間隔は、おおむね 35m から 50m までとする。ただし、道路照明灯等の 光源がある場合は、当該道路照明灯等 からの間隔は、おおむね 70m から 100 m までとする。
住居地区 外防犯灯	車道は 5.0m 以上 歩道は 3.0m 以上	10WLED	小中学生の通 学路	灯具の間隔は、おおむね 70m とする。 ただし、道路照明灯等の光源がある場 合は、当該道路照明灯等からの間隔は、 おおむね 70m から 100m までとする。

酒田市防犯灯設置基準

1. 防犯灯とは、防犯を目的とし、原則として多数の歩行者が通行する道路を照らし、夜間の安全を確保するものとする。
2. 防犯灯を設置する場合は、住居地区と住居地区以外（建物が無い場所）に区分する。
3. 防犯灯の設置及び維持管理は、全て市が行う。
4. 住居地区における防犯灯設置の基準については、次のとおりとする。
 - (1) 道路照明灯等の光源から、おおむね 70m～100m 離れた場所であること。
 - (2) 灯具の間隔は、おおむね 35m～50m とする。
5. 住居地区以外における防犯灯の設置の基準については、次のとおりとする。
 - (1) 小学校の通学路全般、及び中学校の通学路のうち主要な箇所であること。
 - (2) 公共施設の周辺（学校を除く）で、防犯上、特に必要な個所であること。
 - (3) その他、防犯上、特に必要な個所であること。
 - (4) 道路照明灯等の光源から、おおむね 70～100m 離れた場所であること。
 - (5) 灯具の間隔は、おおむね 70m～100m とする。
6. 設置基準
 - (1) 電気料金の契約種別が「街路灯A」に該当する原則LED（20ワット蛍光灯相当の照度のもの）とする。
 - (2) 防犯灯の設置高は車道は地上より 5m 以上の高さに、歩道は地上より 3m 以上の高さに設置する。
 - (3) 以下の照明は原則として防犯灯とは認めない
 - ① 防犯を目的としていない照明
 - ② 神社境内や駐車場の照明
 - ③ 住宅の軒先や壁へ設置する照明
 - ④ センサー付ライト
 - ⑤ 維持管理費の全部または一部が、公金で賄われている照明
 - (4) 設置間隔が基準を満たしていないくとも、曲がり角、建物の陰等の暗い個所は実態を調査し判断する。
 - (5) 基準の実施前に設置された防犯灯については基準を満たすように改修する。



図 5-9-5 防犯灯位置図

(10) 公開・活用およびそのための施設に関する計画

史跡山居倉庫の倉庫群12棟の中の一部の建造物を、来訪者に史跡の概要と見どころを案内するためのインフォメーション・ガイダンス施設として改修するほか、屋内展示及び学習体験等を通じて史跡に関する理解を深めるための資料展示学習施設として改修する。

加えて、建築当時の状態が良好に残されている建造物を、米券倉庫として活躍していた様子を理解するための保存展示施設として公開・活用する。

1) インフォメーション・ガイダンス施設

12号棟は現在、来訪者への史跡山居倉庫の総合案内やガイド受付、酒田市の観光案内を行う場所として活用しており、今後、機能の充実を図るための改修を行う。

加えて、敷地内の見学やイベント時の休憩場所として活用できるスペースを設置する。

また、便益サービスの向上を図るため既存トイレの拡張を行う。

以下に、インフォメーション・ガイダンス施設の機能イメージを示す。

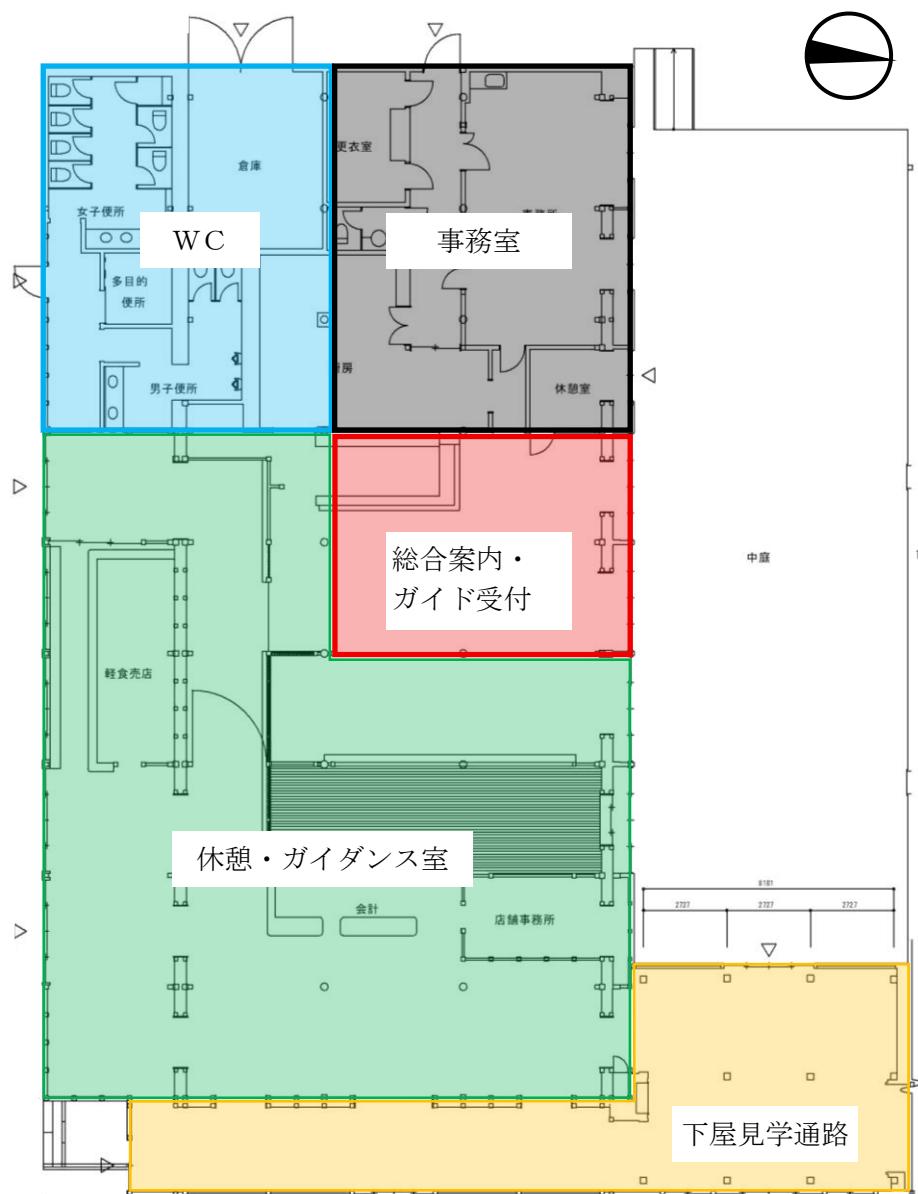


図 5-10-1 インフォメーション・ガイダンス施設機能イメージ図

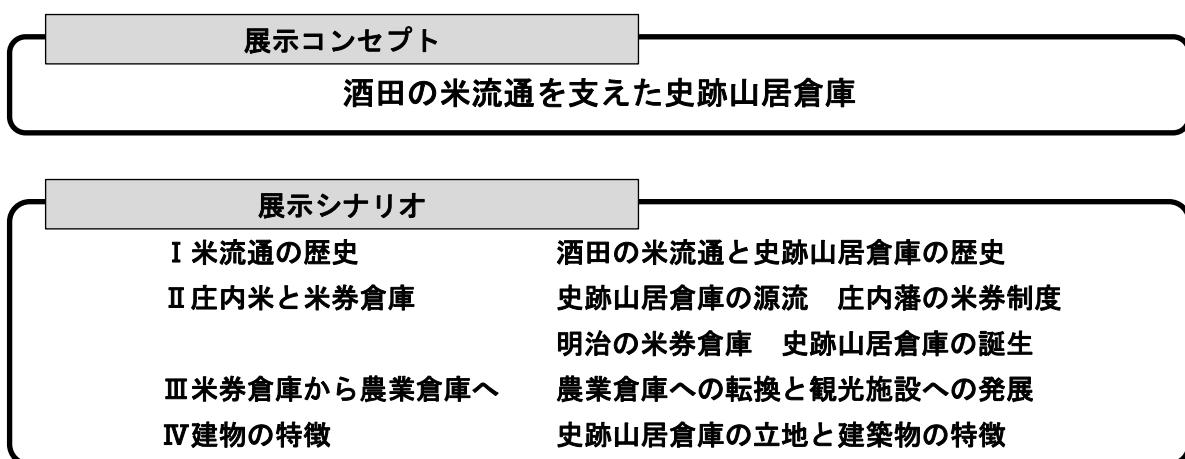
2) 資料展示学習施設

ア) 資料展示学習施設の整備

1号棟は公有化前に史跡山居倉庫を紹介する資料展示室（庄内米歴史資料館）として使用されており、照明や空調設備が現状で利用できる状況にあることから、既存利用を図る。

加えて、史跡山居倉庫の本質的価値を語るストーリーとして、山居橋からの推奨見学動線において最初に1号棟に立ち寄り、史跡山居倉庫の歴史や特徴を学習し、その後に史跡内を見学することで、史跡山居倉庫の本質的価値をより理解することが可能となる。

今後は、展示内容を更新し、既存の設備を利用しながら、史跡山居倉庫の歴史と魅力を語る施設として改修する。



イ) 体験学習施設の整備

11号棟は公有化前に店舗（酒田夢の俱楽）として使用されており、照明や空調設備が現状で利用できる状況にあることから、既存利用を図る。

加えて、12号棟のインフォメーション・ガイダンス施設に隣接することから、史跡山居倉庫の魅力を発信するため、来訪者が利用しやすい体験学習施設に改修することで、体験学習や企画展示を行う場所としての活用が有効となる。

今後は、山居倉庫の歴史的価値と、地域に根ざした米文化・風景保全の知恵を学ぶ体験を通じて、郷土への理解と愛着の醸成、文化財活用による地域振興、次世代・来訪者双方の学びと交流促進を図るための体験学習プログラムや運営体制を整えるとともに、既存の設備を利用しながら、史跡山居倉庫の歴史と魅力を体験できる施設として整備を行う。



体験例1 【入庫米の検査風景を紹介しながら模擬検査の体験】



体験例2 【昔の入庫風景を紹介しながらレプリカ米俵を担ぐ体験】

3) 保存展示施設

倉庫群は第1期・第2期・第3期を通じての整備を計画しており、段階的な整備を進めいくことから、第1期から全ての倉庫を活用できる状態とならないため、1号棟から12号棟をつなぐ下屋を見学通路として、公開・活用が可能な倉庫棟を見学できる空間とする。

2号棟・10号棟は建設当時の状態が良好に残されている建造物であり、建物の構造的特徴や機能的特徴が理解しやすいことから、現状の保存を図りながら建物そのものを見学する保存展示施設として公開・活用する。下屋の見学通路から米俵が積み上げられていた往時の内観を体感できる手法や、ヘルメットを着用して倉庫内を見学する手法など、運用プログラムの工夫により公開・活用を進める。



写真 5-10-1 明治の倉庫内



写真 5-10-2 令和の倉庫内

4) 見学用眺望場所

エントランスゾーンI・IIとして設定した山居橋並びに新内橋の新井田川右岸橋詰を、史跡山居倉庫を対岸から眺望する場所として整備する。眺望場所には舟運の荷揚場や盛土、ケヤキ並木の景観、さらに史跡山居倉庫の立地条件について理解するための解説板を設置する。



写真 5-10-3 山居橋橋詰眺望場所



写真 5-10-4 新内橋橋詰眺望場所

また、史跡内において倉庫群全体を眺望する場所として、山居橋を対岸から渡ってきた橋詰並びに広場に眺望場所を設置する。眺望場所には倉庫群の建物の時代別変遷、日射を防ぐための置き屋根の形式について理解するための解説板を設置する。



写真 5-10-5 山居橋橋詰の倉庫群眺望場所



写真 5-10-6 広場の倉庫群眺望場所

(11) 周辺地域の環境保全に関する計画

周辺環境の保全に向けては、「酒田市景観計画」における景観形成重点地域「史跡山居倉庫周辺地区」と周辺の新井田川河川区域や周辺道路の範囲を緩衝地帯として設定していることから、今後は当該地帯においては歴史的景観の保全や良好な景観形成に努めるよう、対象区域内の住民や企業に周知を進める。

以下に、周知のための手法（案）をあげる。

- ・史跡山居倉庫の周辺が景観形成重点地区の設定されていること（「酒田市景観計画」に定める、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項〔景観形成基準〕）について、市のホームページや広報紙を用いて、市民並びに企業への周知を図る。
- ・景観計画策定以前から存在する建築物・工作物については、景観形成重点地区の基準が適用されないが、改修等を行う際に協力を願いできるよう、市のホームページや広報紙を用いて、市民並びに企業への協力要望を周知する。
- ・景観重点地区内における開発行為について相談があった際には、景観形成重点地区の基準に加えて、自然素材の採用や敷地内の緑化などについて歴史的景観形成への協力を働きかける。
- ・河川管理者から新井田川の護岸改修などに関する相談があった際には、景観形成重点地区の基準に加えて、自然素材の採用や緑化などについて歴史的景観形成への協力を働きかける。

(12) 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

史跡山居倉庫周辺の関連文化財等との連携については、山居倉庫を中心として、周辺の関連文化財や歴史的建造物との歴史的・機能的つながりを重視している。具体的には、近世に舟運・海運によって発展した北前船寄港地である酒田港や、近代に鉄道の整備により発展した酒田駅など、山居倉庫の物流・貯蔵機能と深く関連する施設を含む範囲としている。また、周辺の関連文化財は山居倉庫とともに地域の歴史的景観や文化遺産を構成し、互いに補完し合う形で文化財の価値を高めるとともに、ネットワークを構築し、地域と来訪者を結びつける役割を果たす。

これらの範囲には、近傍にある本間家本邸並びに旧鎧屋、酒田市街に所在する相馬屋主屋並びに山王くらぶ、加えて旧酒田灯台が建つ日和山公園、その周辺に所在する下日枝神社、海向寺、酒田市文化資料館光丘文庫、酒田駅の近傍に所在する本間氏別邸庭園（鶴舞園）といった施設が点在し、史跡山居倉庫への来訪者が酒田市の歴史文化を学ぶための一助となる。

また、周辺との連携動線を推進するため、駐車場の確保、レンタサイクル施設との連携、トイレ・休憩所などの便益施設を設置する。

以下に、来訪者が史跡山居倉庫と連携する関連文化財を見学し、史跡山居倉庫の本質的価値と酒田市街の歴史を学ぶための、まち歩き範囲を示す。

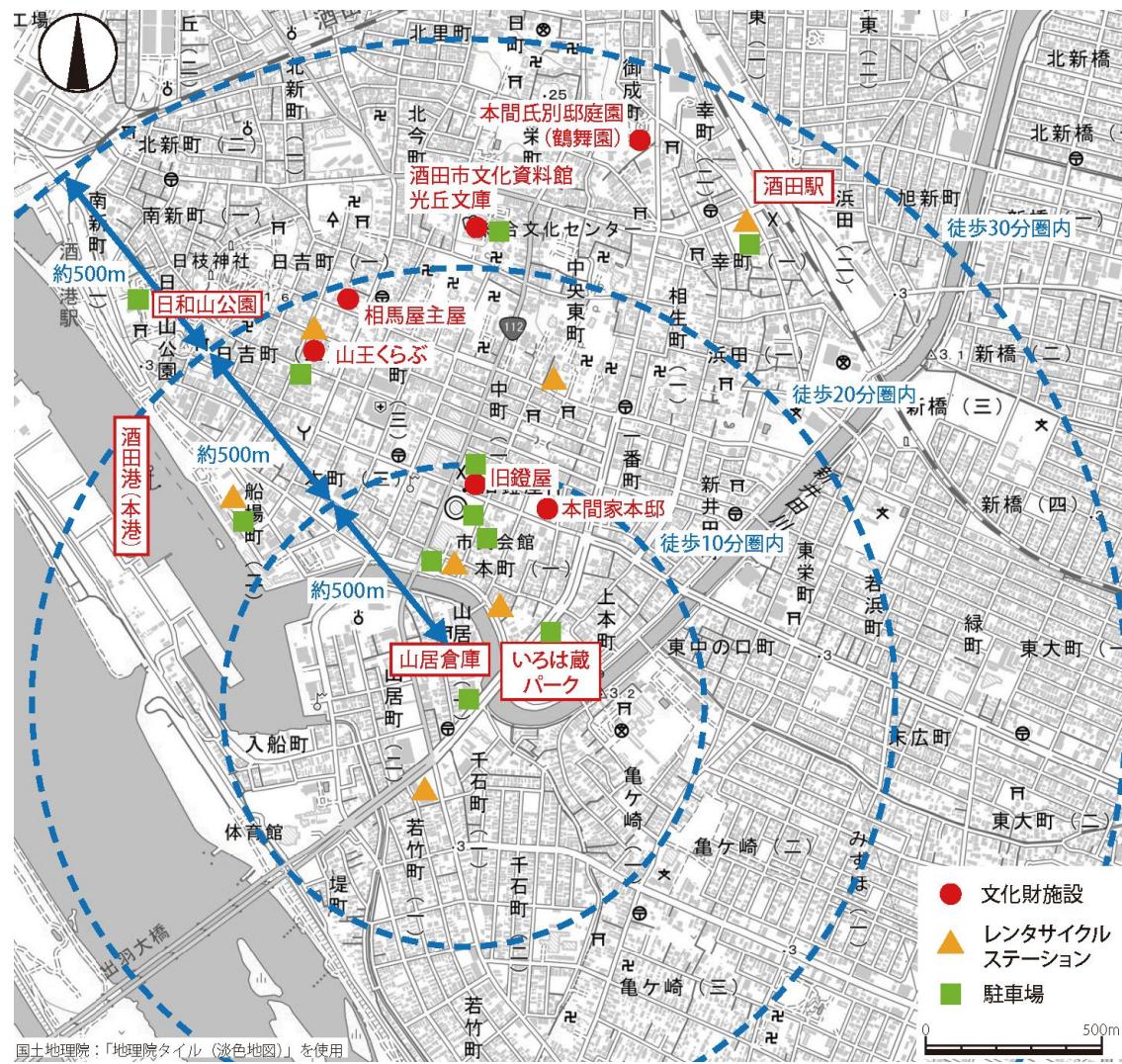
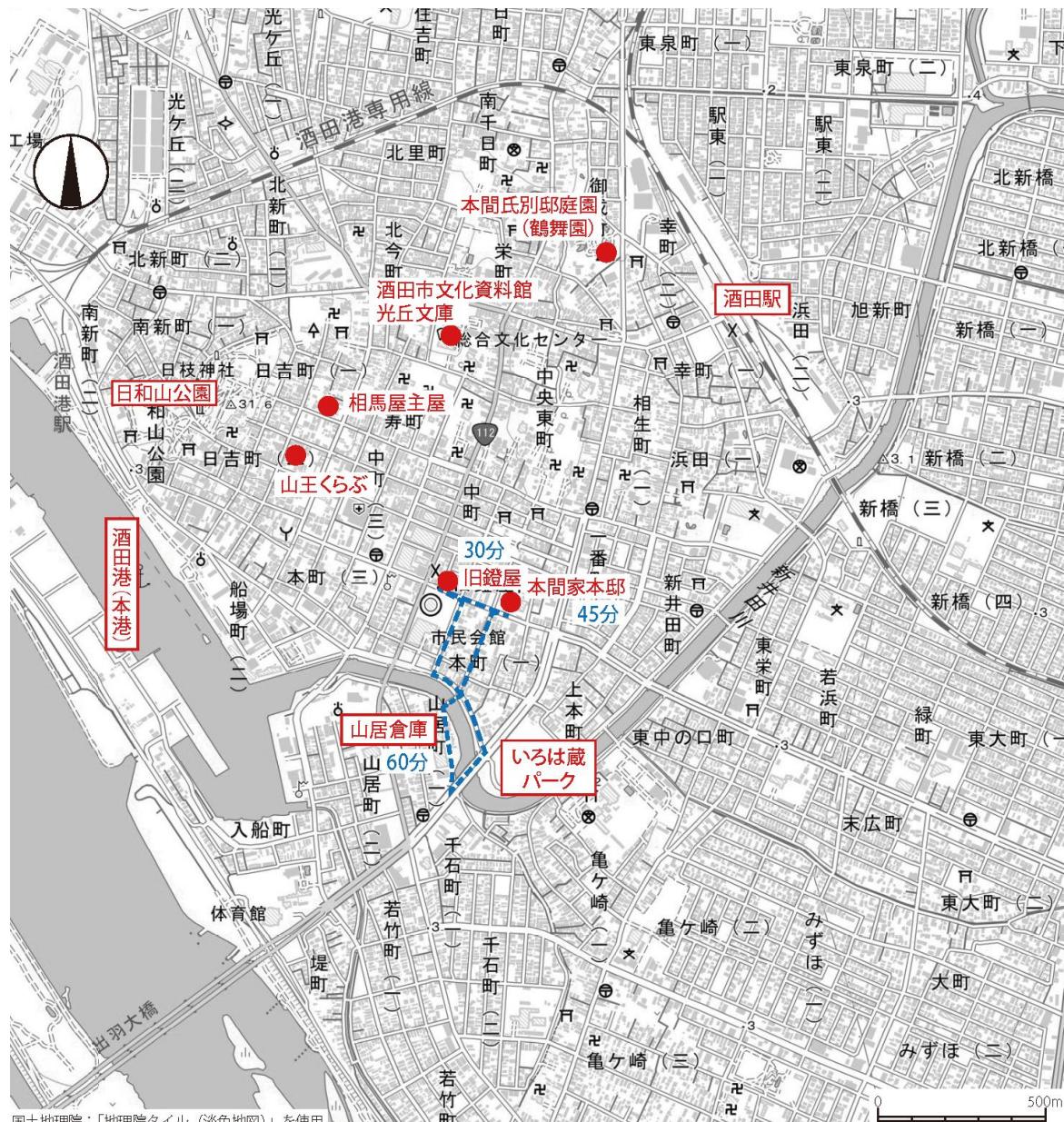


図 5-12-1 連携する関連文化財を見学するまち歩き範囲

史跡周辺の関連文化財を一体的に整備活用するため、徒歩による見学コースを「2時間半」、「半日」、「一日」の三つに設定する。これら三つのコース設定により、来訪者の滞在時間や目的に応じて選択でき、史跡周辺の文化財を効果的に体験することで、地域全体の魅力発信を目指す。

2時間半コースは、史跡山居倉庫を見学後、旧鎧屋と本間家本邸を順次見学するもので、所要時間は概ね2時間半を想定する。



2時間半コース 所要時間154分(2時間34分)

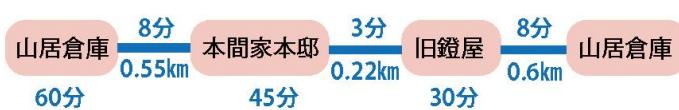
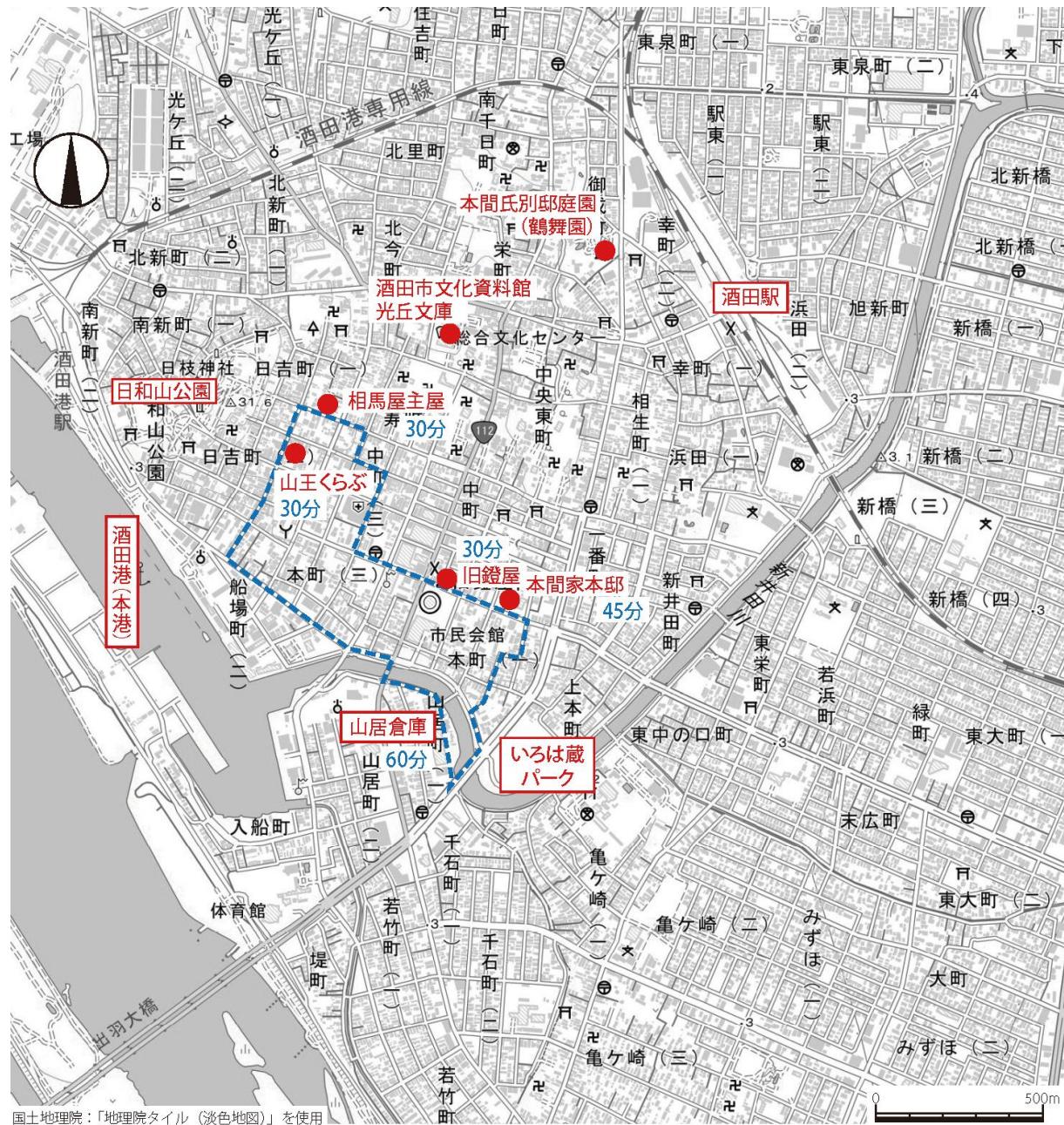


図5-12-2 徒歩10分圏内のまち歩きルート

半日コースは、史跡山居倉庫を見学後、酒田市街に所在する山王くらぶおよび相馬楼主屋を巡り、その後に旧鎧屋と本間家本邸を見学する内容で、所要時間は4時間弱を想定する。



半日コース 所要時間238分(3時間58分)

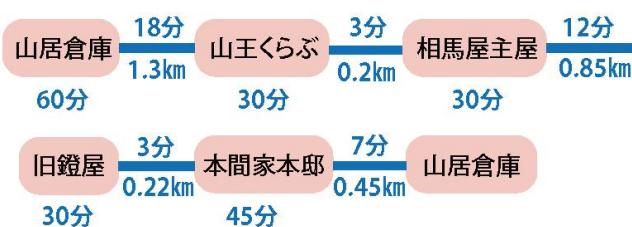
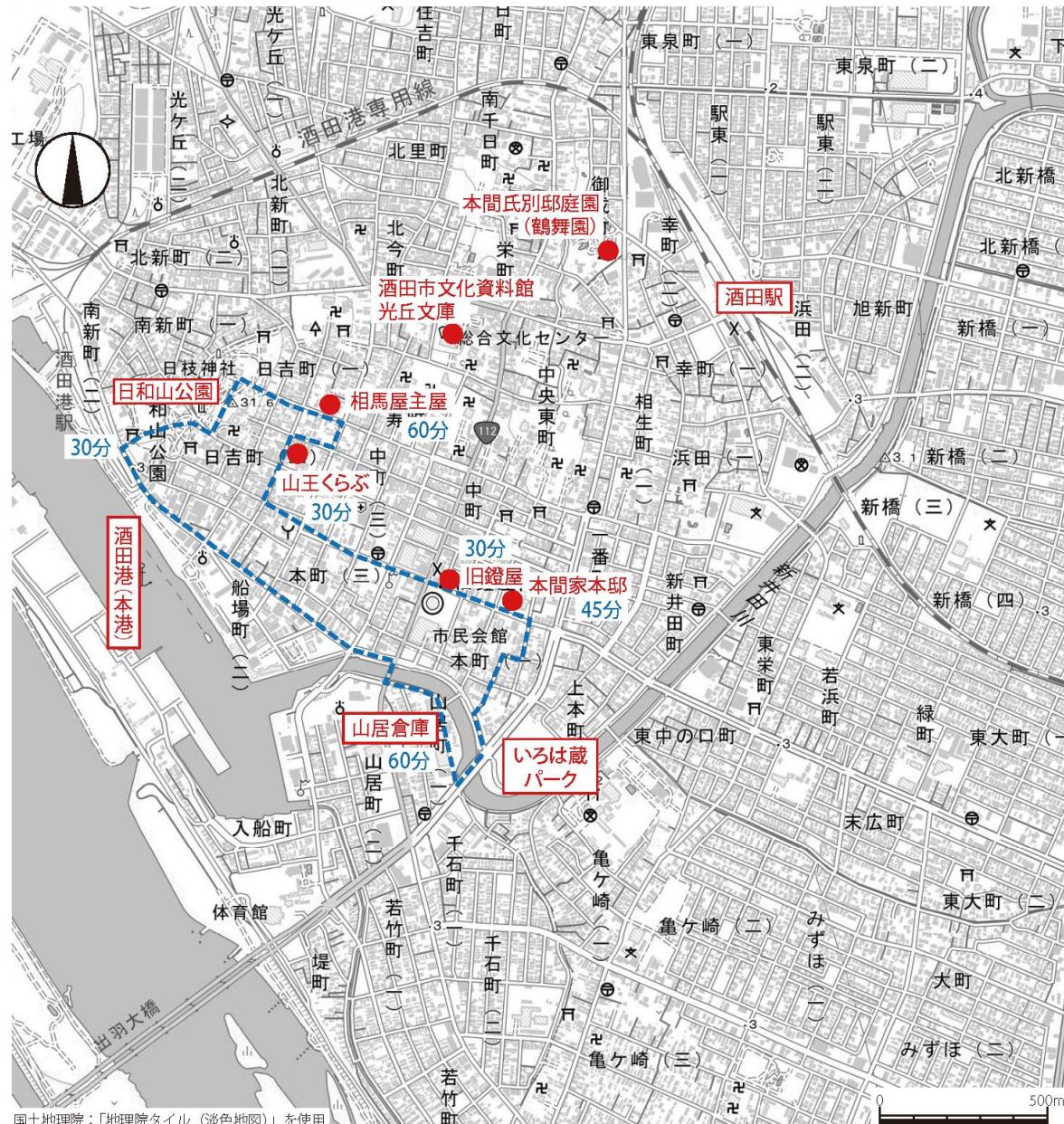


図 5-12-3 徒歩 20 分圏内のまち歩きルート

一日コースは、史跡山居倉庫を見学後、旧酒田灯台が建つ日和山公園、海向寺や下日枝神社が所在する日吉町内の文化財を見学。その後、旧燈屋と本間家本邸を巡る内容で、所要時間は概ね5時間半を想定する。



1日コース 所要時間338分(5時間38分)



図5-12-4 徒歩30分圏内のまち歩きルート

(13) 整備事業に必要となる調査等に関する計画

建造物の現況調査、石垣の現況調査、庭園・樹木の現況調査を、本計画の早期において実施し、整備事業に必要となる基礎資料とする。

1) 発掘調査

各建造物の今後の改修や耐震補強、サインの設置にともなう基礎の新設や史跡内の排水整備に際して掘削が発生する際は、地下遺構の確認を行う。

2) 建造物調査

各建造物の保存と修復に必要な現況調査（劣化調査）を行う。

現況調査は、屋根瓦・樋・外壁・建具など外部仕上げ並びに内部仕上げ・構造材の腐食・劣化・破損をしている箇所を確認し、図面に記録する。

3) 石垣調査

石垣の保存と修復に必要な現況調査（測量、劣化調査）を行う。

現況調査は、測量・図化を行うとともに破損・変形が生じている箇所を確認し、文化庁による「文化財石垣 耐震診断指針（案）」に基づき、全ての石垣においてカルテを作成する。

4) 庭園・樹木調査

庭園の保存と修復及び樹木の保存と修景に必要な現況調査（測量）を行う。

現況の測量・図化を行うとともに既存樹木リストを作成し、保存する樹木と実生木など不要な樹木の区分を行う。また、庭園においては踏み石・飛び石・添景物についても測量・図化リストの作成を行う。

(14) 公開・活用に関する計画

史跡山居倉庫における公開・活用については、1号棟から2号棟・10号棟から12号棟・板倉・赤場を行政主体による公開・活用整備を進め、3号棟から9号棟・事務所棟・研究室を民間事業者による活用をふまえた公開・活用整備を進める。1号棟から12号棟にわたる下屋は、倉庫群をつなぐ見学通路としての利用を基本とするが、民間事業者の活用に利用する場合は、見学者の通行に支障をきたさない範囲で、個別の利用を許可する。

以下に、民間事業者による活用施設の整備概要を示す。

表 5-14-1 整備概要

名称	整備概要
民間活用	<p>行政として、本計画期間においては、期間や見学者を限定した公開を行う。建造物は修復などを行なながら、適切な保存管理を行う。</p> <p>将来的には、倉庫群への民間による事業導入や、倉庫群の既存機能を有効利用した低温倉庫としての継続的な利用を視野に入れる。現在行っている耐震診断結果により、耐震補強が必要な場合、活用に応じた耐震補強工事を行う。</p> <p>【民間利活用の例】</p> <p>イベントスペース、食の生産・販売、レストラン、宿泊、スポーツ・健康施設など</p>
活用動線	<p>下屋を、倉庫群をつなぐ見学通路として公開・活用し、下屋から史跡山居倉庫の内部を見学できるようにする。加えて、荒天時の通路や、一時避難場所として利用する。現在行っている耐震診断結果により、耐震補強が必要な場合、活用に応じた耐震補強工事を行う。</p>
散策	<p>米穀倉庫、ケヤキ並木、土地造成の痕跡を示す西側石垣など、史跡の本質的価値を理解するための散策に供する。</p> <p>敷地南東の広場は、イベント広場としても位置付け、倉庫群と一体的な活用を図る。</p> <p>【広場の民間利活用の例】</p> <p>マルシェの開催、野外レストランイベント、プロジェクトマッピング、スポーツ・健康イベントなど</p>

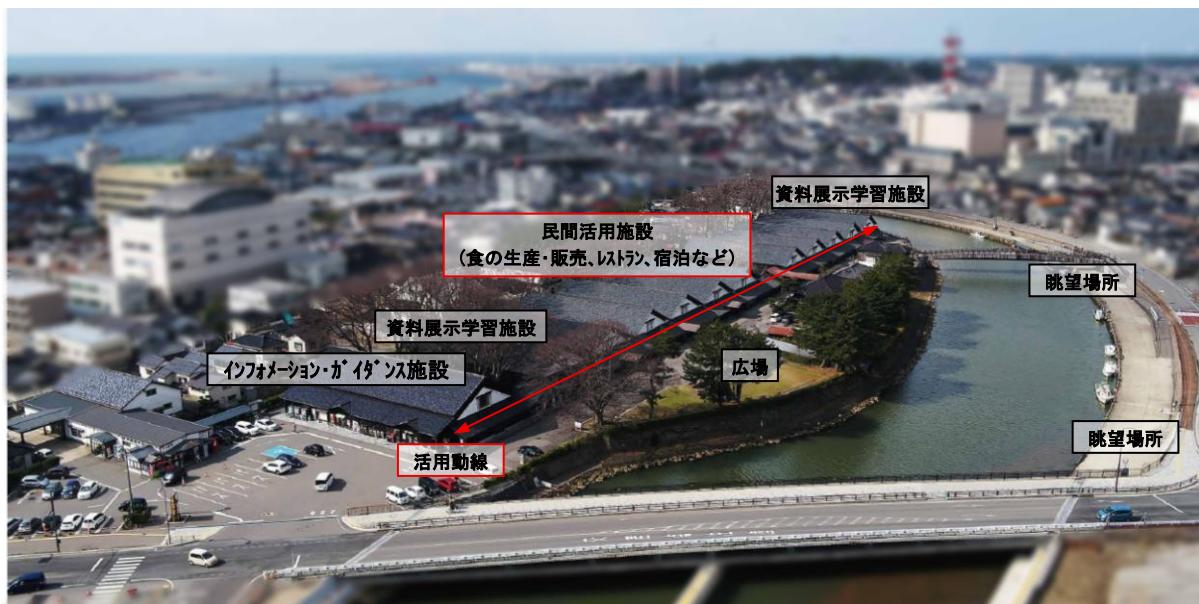


図 5-14-1 公開・活用整備イメージ
(黒枠は行政主体整備施設・赤枠は民間活用整備施設)

民間活用においては、現在利活用に係るサウンディング調査を実施しており、今後も継続的に調査を行いながら、民間による利活用の市場調査並びに利活用に必要な整備事項を整理していく。(※サウンディング調査とは、事業発案段階や事業化検討段階において、事業内容や事業スキーム等について、直接の対話により民間事業者の意見や新たな事業提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法です。)

以下に、整備事項の整理に際しての基本事項をあげる。

- ・民間の利活用を行う建造物においては、『史跡山居倉庫保存活用計画』にあげられている現状変更等の取扱い共通指針にしたがって整備内容の協議を行う。
- ・利活用に際して改修を行う範囲は、建造物の外観を保存するため、内部のみとする。
- ・利活用範囲においては、耐震対策・防火対策・避難対策等の必要な措置を講じ、来訪者の安全性を確保する。
- ・利活用を行う事業者は、活用用途に応じて適用される建築基準法・消防法の規則等を遵守するとともに、飲食店施設営業許可や宿泊施設営業許可など、運用に際して必要な各種営業許可手続きを行うものとする。

また、倉庫群は1棟約400m²の床面積があることから、1棟全ての範囲を利活用する場合と部分的に利活用する場合が想定されるため、利活用範囲に応じた整備事項と運用方法を検討していくことが必要となる。

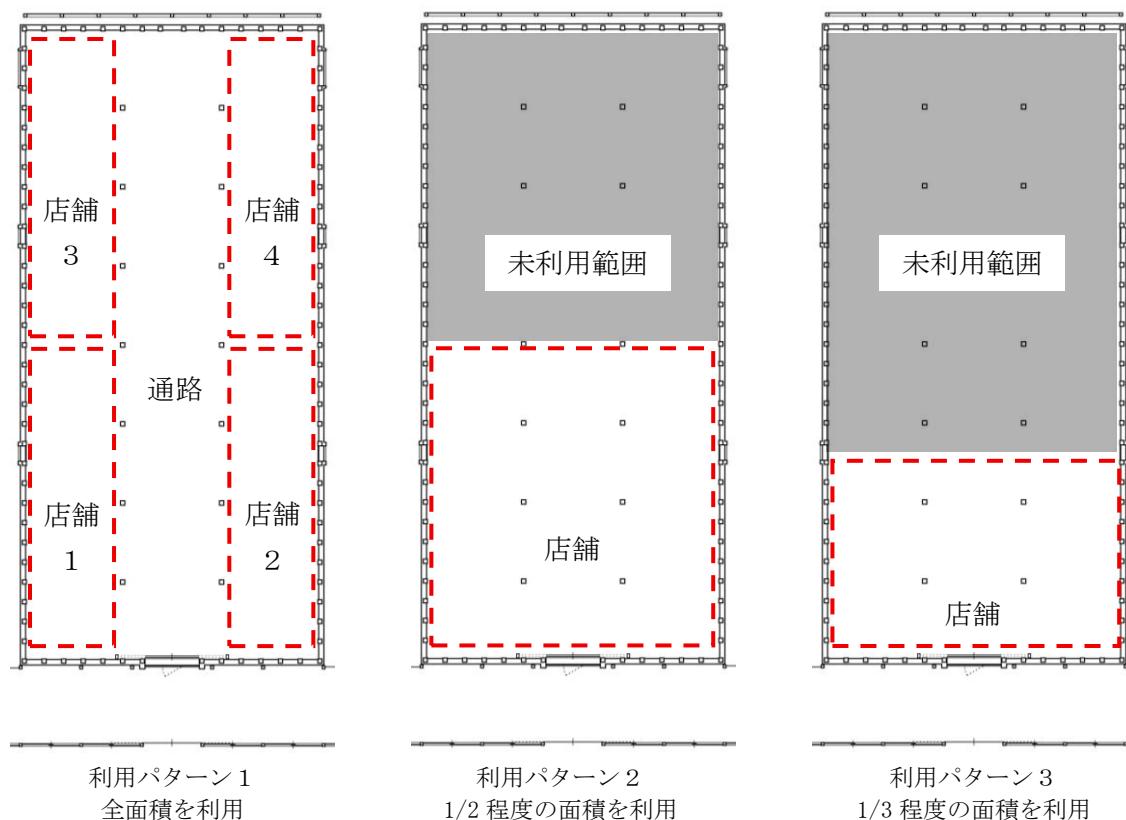


図 5-14-3 倉庫の民間利用範囲パターン例

(15) 管理・運営に関する計画

本計画は令和8年（2026）4月1日から令和18年（2036）3月31日までを計画期間としているが、策定後10年程度経過した時点で、見直しの必要性について検討を行うとともに、定期的な自己点検の結果や周辺環境の変化等により事業内容の改善の必要がある場合にも、見直しを行う。

史跡山居倉庫の整備事業は、史跡指定地内に多くの構成要素が残されていることから、行政が主体となって整備するインフォメーション・ガイダンス施設・資料展示学習施設・保存展示施設といった建造物、石垣・護岸といった工作物、ケヤキ並木や庭園といった植栽等、のほか、民間活用ゾーンとして設定した範囲における民間が主体となって活用整備を行う事業を進めていくこととなる。

これをふまえ、整備事業の完成までの期間に生じる周辺環境の変化並びに社会情勢の変化や予算・資金の状況について対応しながら、基本理念・基本方針を実現するための管理・運営を行う。

1) 運営体制の構築

史跡山居倉庫の保存・活用に関する整備事業については、管理団体である酒田市が主体となり、観光ボランティアガイドなどの市民活動団体や観光関連団体、地元コミュニティ振興会等、史跡山居倉庫に関わる諸団体や市民との連携、協働を図るとともに、文化庁や山形県などとの連絡調整を行いながら進めが必要となる。

2) 定期的点検・見直し

定期的点検と見直しは、『史跡山居倉庫保存活用計画』第12章「経過観察」に対象とされている項目として「影響・観察指標・周期・主体」が示されており、これをもとに酒田市が実施する。整備事業の進捗状況を「(仮称) 史跡山居倉庫保存活用推進協議会」に報告し、事業内容の改善並びに計画の見直しの必要性について確認する。(※「(仮称) 史跡山居倉庫保存活用推進協議会」は酒田市、土地所有者、学識経験者、市民・団体、活用事業者で構成する協議会の設置を検討している。)

3) 本計画期間における管理施設の整備

インフォメーション・ガイダンス施設内に設置する事務室を、計画区域内の建造物・植栽等を維持管理する拠点とし、日常的な施設管理機能を担う。また、板倉を管理倉庫として改修し、赤場を史跡山居倉庫全体の受電を行う電気室として改修する。

これらの整備は表5-1-2（実現プロセスイメージ）で示した第1期（令和8～17年度）で実施する。

4) 防災・防犯のための整備

①防災管理

現在、倉庫群及び事務所棟・研究室には火災報知設備並びに機械警備設備が設置されている。今後はこれらを継続して維持管理する。加えて、板倉の管理倉庫整備や赤場の電気室整備にあわせて防災設備の設置を進める。

②防犯管理

防犯灯の設置を本計画期間内で実施するとともに、中長期整備事業の中で防犯カメラの設置を検討する。

5) 日常的な維持管理

歴史的建造物においては、建造物よりも高い樹木が多い為、落葉が堆積する屋根面・樋・雨落ち側溝等の定期的な清掃を計画・実施する。

また、劣化や損傷の早期発見、温湿度等の環境変化への対応、災害への備え（火災、水害、地震等）に関する日常的な管理を実施する。

日常的な維持管理の具体的な内容について、以下に項目をあげる。

- ①建造物の定期的な点検
- ②工作物の定期的な点検
- ③石垣の定期的な点検
- ④樹木の定期的な剪定
- ⑤毎日の草刈り、清掃
- ⑥見回りによる防災・防犯の抑止

(16) 事業計画

現時点で計画されている令和8年（2026）4月1日から令和18年（2036）3月31日までの計画期間における整備事業に関して、以下にスケジュールを示す。

	令和6年-7年 (計画策定)		令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年	令和17年
倉庫 (1号棟)	耐震診断		・資料展示学習施設展示計画 ・耐震補強設計 ・建物現況調査	・資料展示学習施設整備設計 ・耐震補強工事	資料展示学習施設実施設計	・資料展示学習施設整備工事 ・外観修復工事	資料展示学習施設公開					
倉庫 (11号棟)	耐震診断		・資料展示学習施設展示計画 ・耐震補強設計	・資料展示学習施設整備設計 ・耐震補強工事	資料展示学習施設実施設計	資料展示学習施設工事	資料展示学習施設公開					
倉庫 (12号棟)	耐震診断		・インフォメーション施設展示設計 ・耐震補強設計 ・耐震補強工事	・インフォメーション施設基本設計 ・耐震補強工事	インフォメーション施設実施設計	インフォメーション施設整備工事	インフォメーション施設公開					
倉庫群 (2・10号棟)	耐震診断 (2・10号棟)		建物現況調査		外観修復工事 (10号棟)	外観修復工事 (2号棟)	保存展示施設整備					
倉庫群 3～9号棟		耐震診断 (3～9号棟)	建物現況調査		外観修復工事 (6～9号棟)	外観修復工事 (3～5号棟)	民間活用検討					
下屋		耐震診断	耐震補強設計	下屋耐震補強工事 (6～12号棟)	下屋耐震補強工事 (1～5号棟)	下屋から公開整備	下屋公開					
事務所棟・研究室棟		耐震診断	建物現況調査		研究室棟トイレ設計	研究室棟トイレ改修	民間活用検討					
板倉	倉庫											
赤場	電気室設計					電気室整備工事	電気室					
付帯整備等の改修		雨樋改修	水道管更新			既存公衆トイレ解体撤去						
防災設備	火災報知設備工事	消火栓改修				放水銃設備整備設計	放水銃設備整備工事 防犯灯整備					
ケヤキ並木	試験施工	養生	樹勢回復実施設計	第2期		第3期			第4期			
外構整備			サイン・ベンチ・広場設計 石垣カルテ作成(R9) 庭園樹木調査(R9)	サイン・ベンチ整備工事	広場整備 5・6号棟間バリアフリー化							

表5-16-1 事業計画